

14番（小松孝年君）

ぜひですね、そのリーダー育成。まあ、その役場内からでもね行って、頑張っていってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。どうも。

議長（小永正裕君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2、議案第27号、平成21年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第48号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（坂本あやさん）

お待たせしてすみません。

平成22年の9月議会、総務常任委員会に付託されました議案についての委員会報告をさせていただきます。

委員会は、9月の10日と13日、16日に行いました。10日は午後3時から、委員全員と監査委員、町長、副町長、会計管理者、総務課長、税務課長と住民課長のほか、係の出席を求め午後5時まで。9月13日は、午前9時30分から午後7時まで。16日は、午後4時30分から5時まで。同じく町長、副町長をはじめ各関係課の課長、係の出席をいただいて第2会議室で付託された議案について慎重に審査をさせていただきました。

本委員会に付託されました議案は、議案第27号、平成21年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第30号、平成21年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第40号、黒潮町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定について。議案第41号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算について。議案第42号、平成22年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。議案第48号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についての全6議案です。

審査結果は、議案第27号は賛成多数で、議案第30号は賛成全員で認定すべきものと致しました。議案第40号、48号につきましては賛成全員で可決。議案第41号、42号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

ご報告致しました委員会の審査内容につきましてご報告を致します。まず議案第27号、平成21年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定については監査委員さんのご出席を求めまして、ご指摘もいただきしておりました不用額、不納欠損の考え方等につきまして、監査委員のご意見をまずお伺い致しました。

監査委員さんのご意見としては、不用額をなくすにおいては財産管理を調整し、機能を強化すべきでというご指摘をいただきました。そして、不用額の適正な割合について調べておられるということで、不用額が20年度の決算では5パーセントだったのでそのときには問題になっていたけれども、今年度は3パーセントであることから、その許容の範囲についての法的根拠はないかということでお調べになったそうですが、まあ相対的に3パーセント程度であれば、全体の予算の中では許容範囲と考えるべきではないかというご意見をいただきました。そういう視点で監査に臨んでいらっしゃるというようなご意見でございました。それと、その不用額につきましては、事業費ごとに見ると全体のバランスから崩れている部分、大変大きな不用額が生じている雇用関係の事業、10パーセントほどあるものもございますので、今後の監査としては財政運営において総務課長と各課の間で調整を行うことが大事であるのではないかということでございました。そして監査委員独自の取り組みとしては、予算の月額執行状況を予算書の目の段階で執行状況をチェックしていくたいという前向きなお話をいただいておりました。

続いて、不納欠損について監査委員のご意見をお伺い致しました。

破産や死亡など、取れないものが現実に決算書の中には出てきているというご指摘をされて、これについては時効手続き等、時効のものは時効としてですね不納欠損をするべきではないかということで指摘をしたということでございました。そして、執行部に当たっては監査委員さんの指摘を受けて、すべての滞納帳簿を分類調査をした結果、行方不明者とか死亡によるもの、それから倒産、時効が成立しているものなどが出てきたということでした。それで今回の不納欠損が大きな数字に挙がっているということでございました。

その中で、執行部の方に説明を求めることにつきましては、少しですね時効に対する考え方というのに不手際がございまして、執行部の方としては時効中断がなされていないということで手だてをしていましたけれども、実際は時効が成立していたというような事項が挙がってきておりました。

これは、旧大方町のときの状況ですけれども、本人がいない場合は配偶者との接触をすることによって時効中断が行われているということの判断で進めておりましたけれども、現実的には時効という形になっているということで時効が成立している。これ以上、時効中断は成立していないということが出てきておりました。このことについて平成19年の機構改革の時点ですね、来られた県の職員さんに相談をしたり、それから債権管理機構に投げて状況をご相談しましたけれども、すでにもう時効が成立しているということで受理もしていましただけない状況であったというようなご報告をいただきました。

このことにつきましては執行部の皆さんも大変反省をしておられまして、この時効中断の措置を取るということの判断を間違ったということについて、これからは絶対このようないがないことに努めていくというご報告もいただきまして、議会からもなお厳しく指摘をしたことと、それから執行部もなお一層の職務の遂行に努めるという答弁をいただきました。

これが監査委員さんをお招きして、総務委員会で審査に入る前にご説明をいただいたいた事項のご報告でございます。その他、決算内容についてはですね執行部より細かく報告がありましたので、特に報告を加える部分のみを説明させていただきます。

まず、決算書21ページお願いします。

決算書の21ページに、こちらのほうに自動車所得税というのがございますがこの自動車所得税につきましては、皆さんご承知のとおり自動車の減税がございましたので、本町に入ってくる交付税につきましては800万円程度が落ちております。

続きまして32ページです。32ページの総務費国庫補助金。これにつきましては、農山漁村活性化交付金、それから情報基盤整備事業に充当するものです。そして、経済危機対策臨時交付金から公共投資臨時交付金は国の財政の経済対策として入ってきたものです。これは繰越明許になって20年度分が21年度分に繰り越されたもので、1億7,757万6,000円は、避難タワーの建設ですか大方球場のネット、それから保健センターと、それから町の浄化槽等の業務に充てたものでございます。

続きまして47ページの16款です。利子及び配当金の建設推進基金利子は、合併の特例債の積立利子1,279万4,019円でございます。それと、その下にあります2項の水産備品がございますが、これは、よこはま水産の備品を売却したものです。

続きまして48ページです。こちらの方にふるさと納税が出てきております。中ほどです。このふるさと納税は、毎年寄付をしてくださる方もございますし、500万円から200万、3万円まで、今年度の決算では8人の方からいただいたというご報告をいただきました。これにつきましては前回のときにご指摘がありましたけれども、お礼状と黒潮町の特産品を添えてお礼をしているということのご報告をいただきました。

それから48ページ、同じく繰入金です。こちらの分の減債基金繰入金5,759万675円につきましては、これ

は長期借入れの繰り上げ償還に充てた分ということです。この分は、20年度と21年度で国が繰り上げ償還をしても構わないということで、補償金を求められなかつたものについて繰り上げ償還をしたもので。このときですね、委員の中から質問が出ました。委員からはですね、こういう長期借入金で残になっているもの、残っているものがまだあるはずではないかというご質問でした。これについては、現在残っているものもありますけれども、これは償還期限ももう少なくなっていますので、元金の方が多くなっているものや、繰り上げ償還をしてもですねメリットが少ないということで、現在は償還期限まで継続する。その期限につきましてもあとわずかな期限になっているというご説明をいただきました。

続きまして54ページの諸収入です。3項の総務費貸付金元金収入の地域総合整備資金貸付金488万円はネストの返還分と、それから地域再生資金貸付金は、各地で活発になっております協議会や、部落が国や県の補助金を受けて事業を行うための一時借入金として活用されています。これについては、かなりの分が使われている状況が事業報告書等で確認することができました。

続きまして56ページの5項2目雑入でございます。これは、議会の方でも決議をしました幡多広域ふるさと市町村圏事務組合の出資金が返金されたものが入っております。あとは項目をご確認ください。

続きまして60ページの町債についてはですね、いろいろご意見もあるうかと思いますが、かなり今回の一般質問や、それから質疑のときに出ましたので、同じ説明でございますので省かせていただきます。

続きまして歳出につきましてです。

今決算の歳出につきましては、繰越明許費が10億4,862万8,000円と高額になっていました。これは、国の経済対策によってできる事業が多くなったということですけれども、国の財政支援の決まるのが年度末近くなることによって、当年度で消化ができないための繰越が多くなっています。また現在は、先の議会でも報告のあったとおり、22年度では繰越金を消化して事業をしているという報告をいただきました。

特に款別で、特に説明する部分についてご説明します。78ページでございます。

78ページの2款総務費1項です。財産管理費の25節での積立金につきましては、県の補助金で情報基盤整備事業の事業費1,500万円を22年度に繰り越しております。それから21年度の積立金では施設整備基金として、先ほどご説明させていただきました幡多広域ふるさと市町村圏の基金取り崩しの8,000万円や、それから国からの公共投資としての3,500万円、ビオスの使用料等280万円が積み立てられております。

それから84ページです。84ページは、国土調査費12目がございます。これは、21年度にした事業報告をいただきました。21年度は、早咲の残りの部分と浜の宮を実施したというご報告でした。ちなみに22年度は、浜の宮の残りと役場から本村にかけての調査に入るというご説明をいただきました。

それから89ページをお願いします。89ページには、14と15に地域活性化きめ細かな臨時交付金事業。これが14目の方は、国からの景気対策の予算で、各課に分散しております事業をまとめて総務費で管理しているものを翌年に1億7,502万を繰り越すこととなっております。これは22年度に繰り越されております。それから15目の地域活性化きめ細かな臨時交付金事業費は4億794万698円ですが、これは20年度から繰り越された事業についての不用額が生じております。

続きまして90ページ16目です。16目に定額給付金が出ております。これは受給者の数字ですが、受給者は1万3,640人の5,850世帯。未申請であられた方が17人の16世帯。それから、申請を希望されなかつた方が4人の1世帯。これの、なぜ希望されなかつたかということについては、まあ制度に対することに納得ができないというご説明があったそうです。

続きまして192ページです。192ページの9款です。これはもう以前から皆さんの話にも出てきておりますけども、9款の1項消防費。これは用地のめどがまだ立っていませんので、用地費、測量委託費を繰り越して

おります。このことにつきましては委員からも、早急に解決して早い事業着手が望まれるという意見を聞いておりました。

続きまして 232 ページです。12 款の公債費。先ほどの町債のことでは少し説明をしませんでしたけれども、21 年度では公債費残高合計が 99 億 7,000 万円と高額になっております。これについては、交付税等で返ってくる分もありますけれども、財政が非常に厳しくなるというご説明でした。そして、こうして公債費が高くなっていくことに委員の中からも懸念する声が出ておりました。委員からの意見としても、この膨らむ公債費について厳重に注意もし、意見も出ておりましたが、ご説明の中からは、合併協定項目にそれぞれある大型事業を今後消化していかなければならぬ。そして合併 10 年を経過した 27 年、8 年度には公債費の比率は大変大きくなる。これは今までの答弁や、質疑の中の答弁等でもご説明をいただいた内容と同じでございます。

以上が歳出歳入のご説明ですけれども、委員の中から出た意見でございますが、委員からは入札不調というのがですね業務報告の中に出てきていると。そのことについて、特に小さな金額の中にこの事業についての不調が多いのはなぜかという質問が出ました。というのも、こういった細かな事業については各地域の事業者の方々が少しでも事業を取っていただいて安定した経営をしていただきたいというような思いがあるというご説明でした。しかしながら、これが不調に終わっているというようなことがありますて、まあ 2 度目では入ったりはしていますけれども、地元の方が取っていただきたいという思いがあるのになかなか取れないという現実があるのではないかということでした。

これについては、やっぱり設計と建設の部分でのですねロス分があり、なかなか事業にですね、事業者が事業をやりぬくいというような面が出ているのではないかというようなご説明をいただきました。まあ今後、こういった事業については少しでも地元に還元できるような形で落ちていってほしいなということは委員から要望が出ておりました。

これで決算報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、議案 30 号の平成 21 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてのご報告をさせていただきますが、これは特に説明事項はございません。合併時 237 人だった職員が 21 年度末には 218 人という形になっている、その給与についての決算のご報告でした。

続きまして、議案 40 号、黒潮町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定についてですけれども、これについてはいろいろご説明があったとおりです。委員からは、この議案は工事に掛かる分担金を業者にお願いするものですから、運用が始まれば今後は使用料をいただくということですので、きっとそこをしていってほしいという意見が出ておりました。

続きまして、議案 41 号の平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてご説明致します。

まず歳入です。

13 ページ、12 款の分担金及び負担金につきましては、説明の欄にございます集落整備事業。これは、各集落の集会所ですか、集会所等の整備に充てられるものです。そのときの地区からの負担金をいただくものです。

そして、その下の携帯電話エリア整備事業については、ただいまご説明させていただいた 40 号の議案の分でございます。

で、下の 14 款の国庫支出金。これにつきましては、1 目の総務費国庫補助金。出ておりますのは、説明の所に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ございますが、これは情報基盤整備事業の追加補正分です。

それから飛びまして 6 目の消防費国庫補助金につきましては、説明の方に耐震改造モデル事業国庫補助金とございます。これは出の方で出ますので説明をしましたけれども、要支援者という方々がいらっしゃいますが、その方の位置を示す地図を作るということで消防に充てられるもので、100 パーセント国の補助金で国

庫の補助金になっております。

次に、15 款県支出金です。県支出金の 14 ページ、県補助金。この中にあります、総務費県補助金の説明の欄。地域づくり支援事業補助金は、県が 20 分の 1 の補助をいただけるものです。それから、これは先ほどご説明しましたが、集会所等の事業費に充てられる補助金です。

その下の民生費県補助金につきましては、説明の方にございます多子世帯保育料軽減事業補助金は保育料についてです。

そして、その下の木の香るまちづくり推進事業補助金については、南部保育所の修繕費に充てられるものです。

それから、その下の労働費県補助金につきましては緊急雇用創出事業費補助金ですが、これは光ネットワーク加入促進の緊急雇用に充てられる事業費でございます。

その次のページ、15 ページをお願いします。ここに、続きましての教育費県補助金がございます。これは放課後子ども教室推進事業補助金となっておりますが、ご説明にもありました佐賀中学校へ拡充する分に充当される分です。

次に 16 ページをお願いします。雑入です。

雑入につきましては、9 の消防費雑入。サイレン吹鳴移動補償金が載っておりますが、これは田の口と鞭の地区に充てられる分です。

その下の 21 款の町債です。この町債につきましては、臨時財政対策債。これは交付税の確定分です。100 パーセント交付税算入される分でございます。

その下の情報基盤整備事業につきましては、これは 23 年度の事業を前倒しで 22 年度に行うための町債です。

以上が歳入についてです。

歳出は、総務に関係した分のみご説明させていただきます。

まず 2 款の総務費です。3 目の財産管理費につきましては、13 節の委託料から、それから 14、15、19 等については、先ほどもご説明致しました各集落の整備事業に充てられるものが主なものです。

続きまして 18 ページの一番下、13 目の情報基盤整備事業につきましては、一般職員の時間外の勤務手当が出ております。これは、光ネットワークの加入促進に住民の皆さんにご説明に回るための経費を計上しております。そして、委員の中からこの件については、いつごろから試験電波を出すことができるのかということの質問がありまして、執行部の方からは 1 月ごろには試験的にやっていきたいということを言われておりました。そして情報基盤で残る事業というのは、23 年度に自主放送の部分のみが残るような形になるということでございました。

続きまして、飛びまして 28 ページでございます。28 ページの消防費、9 款の消防費です。こちらの 4 の消防費の中にあります 13 節の委託料ですが、これ先ほど入の方で説明させていただきました、地域に要支援を必要とする方々がいらっしゃいますが、そういう方々の位置を地図上に落として情報化していくための事業費、100 パーセントの事業費でございます。

以上が歳出です。

そして、第 2 表地方債補正が 9 ページにございますが、この臨時対策債につきましては、国の追加の費用の決定分と、それから情報基盤整備事業の前倒し分の 23 年度事業分を計上されています。が補正に挙がっています。

以上が一般会計補正予算についてのご報告です。

続きまして、42 号の 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算については、これは特に内容的には説

明はございませんが、委員の中から意見がございました。委員からは、情報基盤整備事業の推進の人員費が入っているので、この予算については反対という意見が出ておりましたことをご報告させていただきます。

続きまして、議案第48号の黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についてです。これは、今朝皆さまの方にご説明をさせていただきましたので詳しい説明は省かせていただきますが、黒潮町全域が過疎地域となることになりましたので、新しく過疎対策の計画を作るというご説明でした。

これは町内の事業を全体的に網羅して、22年度から27年度の期間に随時見直しも図りながら進めていくというご説明をいただきました。委員会としてはですね、過疎債を使った事業が増えていくということですので、少しでも町民の福祉に寄与する取り組みができればいいということで、一生懸命努めいただきたいという意見を申し添えております。

以上が総務委員会のご報告でございます。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、15時10分まで休憩致します。

休憩 14時 56分

再開 15時 10分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長の報告を行います。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

それでは、産業建設常任委員会に付託されました全7議案は付託表のとおりですが、これにつきましては、去る9月10日午後2時30分から午後5時までと、9月13日午前9時から午後3時30分までの間、本庁3階の第3会議室におきまして、全委員出席の中、町長をはじめ副町長、関係課長および室長の出席を求め委員会審査を行いました。

まず、議案第27号、平成21年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定については、特に不用額の多いものや流用が特に目立つものについて注意して審査するとともに、それぞれの事業の実施状況につきましては、業務執行報告書をその都度見比べながら確認を致しました。

まず、決算全般についてご報告致します。

全体的な内容と致しましては、まず、議員協議会でも問題となった、流用の在り方が議論されました。節の流用はやむを得ない場合もあると思うが、やはり流用の流用があまりに頻繁に出てくると、我々産業建設常任委員会としても容認し難いといった意見や、事業の妥当性まで疑いかねないといった意見まで出されました。この問題は、なかなか一朝一夕に解決することは難しそうですが、現状では、予算編成の精度を上げることも大事ですが、これといった特効薬的な解決策は見つかりませんでした。

今後は、より一層執行部に注意していただくしかないというのが全体の総意であったように思います。

次に指摘されたのが、決算書と業務執行報告書との関連表記であります。以前にも指摘があったかと思ひますが、決算書の備考欄に業務執行報告書のページ数が記載できないかという意見であります。これにつきましては、主に決算書が完成した後、業務執行報告書が整備されていきますので、決算書にページ数を入れるのは難しいとの回答がありました。それなら、逆に業務執行報告書側に、特に金額等の記載のあるものなどを中心に、款、項、目、等の表記ができるだろうかとの意見もありました。後で詳しく確認をしてみたのですが、課によってはきちんとその表記がなされているところもあります。どうか、府内でこの記入方法の統一をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

また、決算書上の地区名表記のお願いであります。例えば、決算書の180、181ページ、皆さん、ちょっと見ていただけますでしょうか。180、181です。

これですね、右側の備考欄、一番上の所から見ていただいたら分かるんですが、ちょっと読みます。町道宮前線地域活力創造交付金工事、その下、町道馬目力鼻線地域活力創造交付金工事、その下、町道寺田線地域連携交付金工事、などと、これを読んだだけでは地区名が分かりません。上から、鞭、井の岬、蜷川ということで聞いておりますが、こういったように地区名がなかなか分からないと、最終決算を見てもどこの工事をやったのかよく分かりにくいという意見がありまして、これにつきまして委員から何とか改善できないだろうかという意見がありました。これにつきましては、今後はできるだけこういった地区名を表記していただけるという方向で改善をしてくださるとの回答をいただいております。

それでは中身に入っていきたいと思います。

まずは歳出からご報告いたします。

審議の途中で議論となったものや、特に報告の必要があると、私、委員長が判断したもののみ報告することとし、あまり細かくは触れませんので、特にお聞きになりたいございましたら、すべての報告の後、ご質問ください。

まず、決算書142、143ページ、5款の労働費から説明を始めます。

そして次のページ、145ページご覧ください。

この一番下の所、委託料で不用額が631万7,533円出ております。これにつきましては、本会議以上の説明はありませんでしたので、ここでは触れません。これは主に実施時期等のズレがあつたりして、その部分が重なり発生しているという説明を受けていると思います。

次に6款の農林水産業費ですが、ここでの不用額は主に入札減であつたり、実績に伴うものが多く、これにつきましても特に議論となったものはありませんでした。

次に、166ページからの7款の商工費ですが、168ページ2目、商工振興費で、カツオ関連の事業が大変多く行われました。これにつきましては、本日も一般質問等ありました。カツオという資源が少なくなっている現状も踏まえ、今後の事業は、そういうことを十分に検討した上で実施すべきであるという意見が出されました。

次に173ページ、真ん中辺の委託料。その真ん中の少し下の方に、黒潮町観光振興事業業務委託で818万8,950円が支出されています。これはいわゆるNPO砂浜美術館への業務委託ですが、その実効性や費用対効果が指摘されました。本当にこの委託に見合っただけの、観光振興の役に立っているのかという指摘であります。この件につきましては、より具体的な経済効果の確認を行い、次回、予算要求の時点できちんと提示できるように準備するよう、指示をしております。

次に174ページ、8款の土木費ですが、これの不用額の主なものは実績に伴うものや入札減であります。これにつきましても、特に質疑、議論となったものはありません。

次に228ページ、11款、災害復旧費ですが、毎年同じような報告をしておりますが、21年度も台風等の災害がほとんどありませんでした。

次に歳入に移ります。

我々の所管部分では、やはり28、29ページ、13款の使用料及び手数料の中の6目土木使用料の住宅使用料の収入未済額と滞納繰越分が注目されました。これにつきましては毎年指摘をしている部分であります、本決算でも約2千万円を超える額が滞納繰越として上がっておりまます。

経済状況の大変厳しい状態にありますが、今後も引き続き徴収努力を続けるように伝えております。

歳入につきましても以上です。

本決算につきましては、慎重審査の結果、可否同数となつたため委員長判断により賛成多数とし、可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、平成21年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、および、議案第37号、平成21年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、これにつきましては関連する議案ですので、2つの議案を同時にご報告致します。

まず本会議でも、農集では21年度の新規加入が4戸、漁集では1戸の新規加入があったと報告を受けたとおりであります、本委員会で以前より指摘をしているように、何らかの抜本的な手立てがなければ、今後も一般財源からの持ち出しが続くだけである、との指摘や、いつそのこと行政も政策の失敗を認め、この事業そのものを廃止してはどうかという意見まで出されました。

そこで、委員長の提案としまして、もし、今この事業を停止した場合、国に対しどんなペナルティーが発生するのか。例えば、補助金の返還や、現在加入している方の合併浄化槽への変更工事の費用など、そういったものの合計がどのくらいになるのか。また、現在のように今そのまま償還をしながら、一般財源を毎年1千万円弱繰り入れていくのとどちらの費用が得なのか、もう一度、試算していただくようにお願いをしております。これらの試算結果も参考にしながら、審議会等でも議論していきたいとのことでありました。

決算内容につきましては、このほかに、特にここでご報告する内容はありません。

以上のように、これ以上の議論となることはなく、両議案とも消極的ではありましたが、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第39号、平成21年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について。ここでは、以前議論の対象になった減価償却費の考え方に対する質疑がありましたが、水道会計の独立採算制から考えて、現在のような減価償却の在り方はやむなしとの結論に至りました。また、わが産業建設常任委員会には、監査委員や水道審議会の委員も含まれている関係もあり、本会議以上の特に決算に対する意見はありませんでした。

なお、このほかの意見として、本決算には直接の関係はないのですが、水源地の現地視察を行ったときに、熊野浦地区の水源地のタンクがステンレスで作られていることもあります、以前から水道水が高温になり困るとの苦情が寄せられている問題が取り上げられました。やはり、熊野浦地区のように小さな集落の場合、常時水道が使われる環境になりにくく、たまたまタンクの水が日光により温められる可能性も指摘されました。先ほども述べたように、水道が常時、少しずつでも使用される環境にあれば、水温がこれほどまでも上がらないのかかもしれないのですが、いくつかの改善のためのアイデアが提案されました。

まず1つ目は、現在むき出しになっている管路部分があることで、そこを保溫材等を処理しながら対応し、まず、結果を見るということ。このほかにも、ステンレスのタンク自体の側面を水等で冷やしたり、直射日光が当たらないようにきちんと遮へい物を施すということ。さらに、末端の水道蛇口から少し水を出したままにしながら、水の入れ替えを図るなどのアイデアであります。

ご存じのよう、水道会計は独立していることもあり、あまり大きなお金は掛けられないという諸事情もありますが、住民の生活に支障を来すようでは大変ですので、できるだけ費用負担を抑えながらも、住民のニーズに応えられるように、速やかに対応するように申し入れをしております。

以上、本決算につきましては特に異論もなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第41号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算については、予算書を基にご説明致します。

24ページ、5款労働費ですが、1項2目7節の賃金の437万1,000円ですが、これは県の雇用対策の基金事業で100パーセント補助事業となっています。本会議でも説明がありましたが、11月から3月までの間の5カ月間をこの事業で対応します。

具体的な業務内容は、一般質問でも討議されましたが、今後整備される黒潮町のケーブルテレビへの加入を促進するために6名の臨時雇用を行い、町民に丁寧に説明しながら、加入率を上げる努力をするための事業であります。委員からは、最初から赤字になる事業にお金を入れるべきではないとの意見もありましたが、町民に対しきちんとした告知を行い、きめ細やかな対応をしていただきたいとの意見もありました。どちらにしましても、広報やさまざまな情報チャンネルを通じて、きちんと情報提供を行うよう申し入れております。

次に同じページ、6款の農林水産業費ですが、1項3目農業振興費、19節の負担金補助及び交付金の826万4,000円のうち、補助交付金として環境保全型農業推進事業で19万5,000円が組まれています。これは、作物を栽培するときに天敵になる虫を導入する事業です。

また、25ページ一番上の中山間地域等直接支払交付金で803万7,000円が組まれています。これは本会議でも説明がありましたが、第3期の基本方針を策定するに当たり、大方地区と佐賀地区で緩傾斜地、緩い傾斜地に対する考え方には違いがあり、佐賀での対応方針に合わせ、その分の予算を補正で組むものであります。部落より予算要望があれば、それらに対し対応できるように予算を確保しております。

次に26ページ、一番上の方にあります19節、負担金補助及び交付金の補助交付金110万円で、畜養水面の底質を改良するために、改良に効果のある石、オルガードストーンというそうなんですが、その石を投入するものであります。

また、この事業を実施するに当たり、どの種類の投石を行うのが一番効果があるのかを調査するために、メーカー側で併せて底質の調査も行われました。そのために、当初予定していた底質調査が不要となり、ページ一番上にありますように472万円の予算を減額することになっております。

次にその下、4目漁港施設維持費、11節の需要費で150万円が組まれています。これは、入野漁港におきまして、穴が開いたりクラックが入っている部分が多く見られ、今度始まるストック改善事業までに補修の必要が発生したために、この費用で行うものです。

次に、その下の12節役務費で9,000円が組まれていますが、これは灘漁港の浄化槽の検査手数料です。これにつきましては、当初の予算に計上すべきであったものが漏れていたために、本補正で対応するものであります。

次にその下、7款の商工費ですが、1項3目の観光費、11節の需要費で71万8,000円が組まれています。このうち、消耗品費で組まれている55万円ですが、主に黒潮町の桃太郎旗を100本制作する費用となっています。この旗によりまして、各種イベントなどで、ようこそ黒潮町的な桃太郎旗がお客様を迎えることができるようになります。

また、その下の修繕料で16万8,000円が組まれていますが、これは田野浦の公衆トイレのブロワーが壊れたために、それを取り替える費用となっています。

次に、その下の8款の土木費ですが、これは本会議でも説明がありましたが、特に1項1目9節の旅費で81

万2,000円が組まれています。片坂バイパスの早期完成等を陳情するための予算ですが、今回は住民も陳情に参加していただくということであります。効果がより表れるように、議会からも議長や副議長の同席を求めたり、商工会の関係者等にも同席を求めたらどうか。また、こうした取り組みはさらに積極的に日ごろから行うべきではないか等の意見も出されました。

次に27ページ、5項2目の都市環境整備事業費、14節使用料及び賃借料で53万円が組まれています。これは、現在のまちづくり交付金事業で発生している残土の処理のために、将来建設予定のある佐賀の道の駅の埋め立て工事に使用する残土を、その近くに置くための賃借料となっています。

本予算では、今年度いっぱいの6カ月分が予算計上されています。なお、その残土処理には2カ所を計画していますが、1カ所はこの上分の用地で45万6,000円。もう1カ所は、不破原で7万4,000円を計上しています。予算的には、1反当たり月1万円で考えているそうです。

また、今回直接の建設予定場所には残土を入れないので、それは将来、工事開始の許可を取るまでは現状を維持しておく必要があり、そのために、今回は建設予定地のすぐそばに残土を置くということです。

次に30ページ、飛びまして、11款災害復旧費で16万円が一般職児童手当として組まれていますが、これにつきましては特に質疑はありませんでした。

以上、本補正予算につきましては、採決の結果、これも可否同数となったため、委員長判断によりまして賛成多数とし、可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてですが、これは、佐賀鹿島ヶ浦付近の国道56号に歩道を付ける工事が発生したために、水道を敷設替えしなければならなくなつたための補正です。11月末には工事を発注する予定とのことです、熊野浦のように敷設後に管路等へ日光が直接当たり、水温の上昇が起つたりしないよう気を付けるようお願いをしております。

なお、補償金につきましては280万円、国から頂ける予定ですが、工事には500万円掛かるため、不足する220万円は過年度損益勘定留保資金で補てんされます。

これにつきましては特に異論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

そして最後の議案第47号、上川口港緑地公園造成工事の請負契約の変更契約の締結についてですが、これも本会議で説明がありましたが、予定していた土性改良、いわゆる土の性質の改良のための費用や、当初考えていたモニュメントが不用になつたり、また逆に、休憩所として使用する新規シェルターの設置や、ビーチスポーツ広場へ搬入する砂を購入する費用が発生したために、変更契約の締結が必要となりました。

これにつきましても、特に質疑、異論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました全7議案のうち、5議案が全会一致で認定ならびに可決すべきものと決しました。また、2議案は可否同数となつたため、委員長判断によりまして賛成多数とし、認定および可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会の報告を致します。

教育厚生常任委員会に付託されました議案について、議案は付託表にありますのでご確認をください。

去る9月10日、午後2時45分より5時まで、9月13日、午前9時より午後5時まで、常任委員5名出席、1名欠席の上、議員控室において各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。

審査の内容で議論されました主なもの、また議論とまではいかなくても、委員より質問が出され、内容が少し深められた主なものなどを報告致します。内容によりましては本会議と重なる点もあるかと思いますが、ご了承をお願い致します。

議案第27号、一般会計の決算にいきます。

歳入から入っていきます。最初に25ページ、お開けください。

25ページ、12款の分担金及び負担金の保育料の所です。分かりますかね。これは収入未済額の点が少し話になつたんですけども、ここでもですね、昨年に比べまして122万2,730円増えていると、合計でですね増えているということで。これは執行部の方から、景気悪化にもよるけども、まあなかなか払えない人もいると。それで議員の中からですね、この収入未済についてはなるべく金額がこう重なつていかないうち、少ないうちに徴収することが肝心ではないかと意見が出ました。なかなか景気が悪化して、払いたくても払えない人も増えてきてるという点では、絶対取るべきだと、そういう意見ばっかりではもちろんなかったんですけど、そういう配慮の下に、払うべきは払っていただきなきやなりませんので、なるべく少額のときからその徴収に力を入れてほしいということです。

続きまして、59ページお願いします。

20款の諸収入で学校給食費ですけども、これもやはり収入未済額が話になりました。こちらもですね、学校給食費の現年度分は23名、それから滞納繰越分は5名、合計で28名の方がいるんですけども、この28名のうち、大方中学校の方が14名いるということでは、大方中学校は昨年でしたかね、学校給食がまだ始まったばかりですので、先ほど言いましたように保育料とおんなじですけど、早いうちに、金額が少ないうちに、なるべく支払っていただけるように手だてができればという話が出ました。

これで歳入は終わります。

歳出の方にいきます。

歳出のですね、105ページを開けてください。

3款の民生費、社会福祉総務費ですけども、備考欄のね下から5枠のとこの出生祝い金ですが、これ118万円あります。これは59件で、1人2万円で、まあお祝い金ですけど、それを出してるんです。で、これは20年度よりも3名少ないという報告でした。

次、107ページを開けてください。

同じく社会福祉総務費ですけども、備考欄の真ん中辺りにありますが、国民健康保険特別会計繰出金。これは本会議でもありましたけども、一般会計から国民保健に繰り出しているお金、法定内の繰り出し分1億4,085万7,678円です。この点について、大きく議論とか意見があつたわけではありません。

続きまして117ページ、3款の老人福祉総務費ですけども、これは備考欄の一番下の枠で負担金の所です。先ほど国保の法定内の支出でしたけど、これは後期高齢者医療制度の連合に対するですね負担金、事務費と医療給付分が書かれてあります。これも、一般会計から出されてますということを確認という意味で報告します。

続きまして、次の119ページを開けてください。

これも同じく、老人福祉総務費の1款ですけども、備考欄の一番上の宅老所利用者助成金37万1,600円。これは一般質問でも出てましたけど、延べ利用者が1,858人で、1人200円の助成です。1人200円なら大変少ないねえと、光熱費にあるかないかですねえ、何とかもっと上がらないもんだろうか、というような意見が出ましたら、まあ何とかしたいというような、少し色よいと言うたら間違ってるもしれませんけど、そのような課長の言葉もありましたので、大変期待したいと思っております。ぜひ、その点はお願ひしたいと思います。

その下にですね、扶助費の方の真ん中辺りに在宅介護手当52万2,000円ありますが、これは53名の方が1万円頂いているそうです。これは、要介護4または5の高齢者ですね、1カ月に半分以上を家で介護した方に出される手当ですけども、これもまあほんとに介護っていうのは大変なのに、月の半分は介護しなきやなりませんから、規定ではですね、大変だなということで意見が出ておりました。

その下、枠の一番下ですけどね、長寿者報償費というのがあります。これ88万ですが、88の方に、これも1人1万円、88歳、99歳、100歳以上になると毎年くれるということで、まあ頑張って100歳以上に皆さん長生きすればいいなあという話も出ておりましたけど。

このページはこれで終わります。

続きまして133ページ、4款の衛生費の方ですが。

これは本会議でもありましたけども、新型インフルエンザのワクチンの接種です。備考欄の大体真ん中辺りですけども、真ん中辺りから下の方か。予防接種委託費、ありますけど、それから下の扶助費とあります。大体ですね、新型インフルエンザが猛威を振るってましたので、ワクチンをしなきやならないということで1千万ぐらい予算を取ってたけども、幸いのことになんまりインフルエンザはやらなかつたので、このときに接種したのが526人だったので、隣の不用額にありますけど、不用額、真ん中辺りですね、575万7,999円余りまして。それから隣にいきますと繰越明許費ということで、繰越明許費を予算を取って残しております。その繰越明許費の合計はですね、その一番、繰越明許費の上、510万、これを残しております。新型インフルエンザも思ったほど猛威を振るわなかつたことが幸いしてると思います。

続きまして、139ページいってください。

4款衛生費、6目の環境衛生費ですが、この備考欄のですね上から2つ目の枠の所に補助交付金、合併浄化槽設置整備事業費補助金とあります。これは、国と県と町で3分の1ずつ出してる、まあ合併浄化槽の補助金なんんですけど。この決算の金額そのものは問題じゃなかつたんですが、一般質問で少し出てましたけど、今年度ですね、22年度は希望者が多くて、希望者分の補助金が足りなかつたということで、まあ8月までの申し込みの人は、もう抽選になつたというような話がありました。

これは、どうしてこういうふうになったのかという説明ではですね、20年度の決算で県がその枠で出してくるんだそうですけども、たまたま20年度がですね申込者があまり多くなくて、で、県もそれの8掛けの予算で来たんだそうです。それで今年は足りなくて、県の方で補正を組むようにとか、いろいろ担当課長の方もお願いに上がつたそうですが、まあ今回、なかなかそれが実現しなかつたので、抽選ということになつたんだというようなお話で。まあなるべく来年度にですね、抽選漏れの方は何とかしたいと。絶対ということは言えないと、何とかしたいというようなご返事をいただきました。

次、207ページ開けてください。

10款の教育費ですが、小学校1目、学校管理費のですね下から2枠目の繰越明許費のところなんですが、1,139万3,000円。これはですね、本会議でもあったと思いますが、拳ノ川小学校、伊与喜小学校の体育館の耐震補強設計管理委託、それから入野小学校の校舎、おんなじですね、耐震の。設計を管理委託してたけども、まあ審査の時間がかかつたために翌年に繰越明許したという説明で、次のページ行ってくれますか。次のページ、

209 ページですね。209 ページにやっぱり繰越明許費が 1 億 1,815 万 5,000 円挙がっております。で、これが、これは工事請負費です。先ほど設計委託をして、設計委託もできなかつたので、もちろん工事もできないので、この金額が繰越明許費になりました。

それでちなみにですね、拳ノ川小学校と伊与喜小学校の体育館は 22 年度で改修できるそうです。で、入野小学校は校舎ですので、児童がいるので工事の方がなかなか思うようにやりづらくて、休みのときでないとできませんので、まだ完成はしてないそうです。ということでした。

一般会計の決算の報告はこれで終わります。

特別会計の方に移ります。

特別会計の住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書という所ですね。237 ページ、黄色い所ですが。これは新規の貸し付けはありませんので、回収のみの事業です。

それで、247 ページを開けていただけますか。

247 ページの収入未済額の一番下ですね、8,955 万 442 円。これが一番大きな問題ですといって報告があつたんですけども。審査意見書にも載っておりますけど、滞納は 30 件あって、1 千万以上の方がまだ 2 名いるそうです。最長滞納期間というのは 24 年 3 カ月で、まあその 1 千万以上の方も、2 カ月に 1 回でしたか 3 万ずつ払ってくれてる。もう 1 人の方は、毎月 5 万 853 円払ってくれているそうですけど、まあなかなか、この未済額が追いつかないというところが大きな問題になっています。で、その滞納した 30 名の方のうち、5 名の方は順調に支払われてるという報告がありました。

それで今後ですね、今のままだらだらっと行ってもなかなか進みませんので、個人別にいろいろ、滞納している方はもう仕分けするというか、家族構成とか財産構成とかいろいろ考えながらですね、きめ細かい対応で回収に取り組んでいくと、そういう報告がありました。

続きまして、次、移ります。宮川奨学資金の方に移っていきます。宮川奨学資金ですね、263 ページを開けてください。

この宮川奨学資金の方でも、収入未済額が少し問題になりました。この奨学資金というのは、やはり貸したもの返してもらって、それを運用しますので、それが返ってこないと次の運用にまあだんだん引っ掛かってくるわけですよ。それでも返せない、ここにありますが、現年度分の収入未済額と、それから繰越金がありまして、これは昨年よりも 76 万 7,000 円増えているそうです。これは審査意見書にも載っておりますけど。

それでやはりですね、これも景気の動向があって、卒業して就職するんだけど、なかなかまあいい就職がないことと、就職しても正規の職員じゃないとかですね、まあアルバイト的なものとか、なかなかまとまった収入がない方も多くて返済ができにくい。じゃあ、親の方が返済できるかといったら、親の方もなかなか収入がないということで滞ってる、という報告がありました。

まあ今後、こういうことも考えていかなきやならないんですけども、まあほんとに経済状況っていうのはね、大変なところにきてると思います。

続きまして、国保の方に移ります。国保会計の方に移りますが、285 ページを開けてください。

国保会計の方は特に担当課長の方からですね、ここに基金繰入金 880 万 4,965 円ありますけど、これは決して、本会議でありましたけど、黒字会計で基金に繰り入れしてるんじゃなくて、実際ここでは経営が大変で、4,000 万の基金を取り崩して、その中でこの少し余りが出たので、この金額を繰り入れしてるんだと。依然、国保会計は苦しいんだっていうことを特に強調していただきたいというようなお話をしました。まあ私たちも、ほんとに国保会計っていうのは大変だなと思っております。

それでですね、国保の中で報告したいことは、待ってくださいよ。ちょっと待ってくださいね。319 ページ

を開けてください。

319 ページのですね備考欄、下から 3 番目枠に出産育児一時金というのがあります。これは国保会計の方で出産した方ですが、11 人おりまして、これに育児一時金を国保から出してる金額です。

これは、4 月から 9 月までは 38 万円、10 月から 3 月までは 42 万円の一時金を出してますが、その隣に不用額というのが 520 万円ありますね。これは予算を組んでたんですけど、一時金を差し上げる方がいなかつたと。大変、執行部の方も期待が大きかった、町の方も期待が大きかったんだけど、まあ生まれる人が少なかつたと、そういうことでした。

で、次のページ、321 ページを開けてください。

一番上のですね、負担金の所で葬祭費というのがあります。これは、国保加入者の亡くなった方のお見舞金といいますか、それが 1 人 3 万円出ますけども、42 人です。まあ国保会計の中でも、11 人生まれて 42 人亡くなってるわけですね。

それから、同じページのですね下、負担金の所は後期高齢者支援金というのと、まあ関係拠出金がありますけども、これだけのものを国保から出してますよということです。

それからその下の負担金は、前期高齢者にもこれだけの金額を国保から出しております。

それから 325 ページの真ん中辺りですね、真ん中辺りでちょっと上目ですけども、不用額に 398 万 3,283 円というのがありますけど、これは健診率の不用額で（後段で「健診の不用額」との訂正あり）、本会議でもありましたけども、やっぱり国保会計を少なくしていくためには病気の予防をしていく。そのためには、健診をしていただかなきやならないんですけども、なかなか健診率が上がらない。35.7 パーセントの健診率だったんですが、どうしても若い方の健診が低い。国保ですから一次産業従事者とか自営業の方とか、まあ失業者の方もそうですけども、そういう方でなかなか若い人の受診が増えないのは、まあ忙しいこともありますけど、健康に自信がありますのでね、若い方は、なかなか健診してくれないんだということでした。

ですから不用額ですね、ごめんなさい、さっき言ったのは不用額ですよね。ちょっと言い間違っておりますけども。398 万 3,283 円は、その健診の不用額です。ごめんなさい。訂正します。

国保においてはそれだけです。

続きまして直診の方に移りますが、直診のですね、349 ページを開けてください。

真ん中よりちょっと上の段ですが委託料とあります、診療所運営管理委託料 7,718 万 8,529 円とあります。この隣に不用額が 1,341 万 1,471 円ありますが、これは診療収入が予想よりも少なかつたと。大体 9 千万ぐらい予定してたそうですけども、診療収入、徐々に減ってきてるという問題点も委員の中からも出されてました。疋田先生から引き継いで今の先生になってるんですけども、地域医療をもっと深く携わってほしいという意見もあったんですが、今の先生が皮膚科なので、内科的なものは少し難しい面があるんじゃないかなという答弁がありました。まあほんで、佐賀の診療所の方にね患者さんを取られていることもあるそうですが、ある程度仕方がないかなあということもありましたが、まあ地域医療についても今後の課題として残ると、委員の中でも話し合われまして、そういうことが言われました。

続きまして、老人保健のことは精算によるものですので、大きな問題はありません。

介護保険の所に入ります。

371 ページ、介護保険ですが、介護保険はもう高齢化社会を迎えて、高齢者も増えてるし、要介護認定者も増えてるし、介護保険の利用者も増えてると。で、介護認定者のうちの利用者が、74.9 パーセントの方が利用しているということですけども、介護保険の方もまあ、経営としてはほんとに今後、数字は増え続けていつてるわけです。

379 ページを開けてください。

その介護保険の中で話し合わされたことなんすけども、収入未済額 646 万 9,300 円というのがあります、それは少し下の方にですね、現年度分 256 万 9,000 円が、これが 95 人。それから滞納繰越分 390 万 300 円、これが 55 人と。これだけの方が滞納しているということすけども、介護保険は基本的には年金から天引きです、特別徴収といいますけど。で、この収入未済額になる方は普通徴収の方で、自分が介護保険を払いに行く方なんすけども、この方たちの年金っていうのは年間 18 万円の年金だと。で、年間 18 万円の中で、介護保険料が年間 2 万 6,000 円払わなきゃいけないんだそうです。

で、ほんとにこれでは、払えなくて払えない人の方が考え方としては多いんじゃないかなということで、ほんとに厳しい世の中だということが、まあ教育厚生常任委員会では大体こういうことを実感するんですけども、この介護保険のことにおいてもですね、まあ年間 18 万というところでは委員の中からいろいろ、そういう意見が出ておりました。

続きまして介護サービスと、それから後期高齢者医療制度の決算については何も問題がなかったので、本会議以上のものはありませんでしたので、これで終わります。

決算については、特別会計についてもこれで終わりたいと思います。

続きまして、議案第 41 号の一般会計の補正に移ります。

補正のですね、21 ページ開けてください。

21 ページ、3 款民生費の一番下の所ですが、児童福祉施設費の一番下の委託料ですね、南部保育所内部改修工事設計管理委託。これは、先ほど総務の方で、収入の面ありましたかね。この金額じゃないんですけども、南部保育所で県から補助があるというのが出ておりましたけども。これは設計委託ですけどね、この点では 58 万 8,000 円あるんですけど、廊下をですね改修するだけだから、老朽化した廊下を改修するだけに設計が必要なのっていう意見が委員から出してですね、設計を管理委託しなきゃいけないので必要なんだという話でした。

次のページ、開けていただけます。ここに、先ほど総務から歳入の面であった、県からの補助があるんですね。ごめんなさい。

そこも南部保育所の内部改修工事の工事費が出ておりますが、734 万 7,000 円。これは県の補助 300 万円が限度ですんで、それをいっぱいいっぱいに使って工事をするんですけども。これ、床の張り替えだけで少々金額は高くないですか、とかいう質問がありましたら、まあ 400 平米あって、それをやるんだから、まあ大体妥当じゃないかと。それから委員の中からはですね、町内の保育所のそんなに難しい工事じゃないので、なるべく町内業者を使ってほしいと要望が出されまして、課長の方からも、なるべく使いたい、絶対使うということではなくてですね、入札がありますから。なるべく使いたいと、そういう返事をいただきましたので、ぜひそうしていただきたいと思っております。

23 ページへ移ってください。

4 款衛生費の一番下の 13 節委託料、これは本会議でも出てましたけども、生活排水処理構想策定業務委託という所で、これは県全体がですね生活排水について基本構想をつくるので、まあ町でもつくらなきゃならないんだという説明でした。確かに生活排水っていうのは、私たちの生活の中で一番大事なことですので基本構想をつくるのもいいんだけど、この基本構想でこういうふうに県もうるさく言うんだったら、浄化槽の補助金がね足りないのを補正でも出してちゃんとしてくれればいいのにねえ、というのが委員の中から意見が出ておりました。

一般会計の補正についてはこれだけです。

次、国保の補正に移ります。

国保会計の補正はですね、21年度の精算によるもので大きな問題はありません。

その次の老人保健の特別会計ですが、これも問題があるわけじゃないんですけども、執行部の方からはですね、これはもう22年度まで条例が規定されて終わると。23年度からは、もうこの老人会計っていうのを設置する義務はなくなるので、まあ一般会計にするか、このまま特別会計で残すかは市町村の判断に任すということになってるんだそうです。それで、まあ特別会計をやめて一般会計にしたら、わざわざこういう項目作らなくてもいいし、煩わしさもないですし、まあいろいろ省けるので、一般会計にしたらどうでしょうか、という意見が委員の中からは出ておりました。

ほかに、その次に介護保険の補正がありますが、これも精算によるもので大きな問題はありません。

以上、教育厚生常任委員会に付託されました全議案ですが、議案第27号の一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定致しました。

それからですね、議案第41号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算も、賛成多数で可決されております。

そのほかの特別会計につきましては、認定または可決されるものと致しました。

これで終わります。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君）

この国保会計のですね決算、それから補正も含めてなんですが、その国保会計が苦しいいことはちょっと言うてほしいと、課長からそんな話も聞いたんで。

この先の議会に税率10.7パーセントアップを修正した経過があるわけですが、（宮地議員から「どこを修正」との発言あり）国保会計です、国保会計。

そのへんのことは、この決算のときも議題にも何もならなかったですか。

議長（小永正裕君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

修正っていうのは前議会で、6月議会で修正したということですか。

そのことはもう一切、今回は話に出ませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この直診会計のことなんですが、拳の川診療所。

まあ患者さんが少ないので収入が少ないというがは分かるんですが、これ繰り入れは見たら、繰り入れが。これはあれですかね、歳入だから、これ90万ということですか、繰り入れが。ね。

私が言いたいのは、あそこに診療所があることによって、あこも働く場の1つになってるんですよ。職員が3人、先生が1人いうて、まあ4人の働く場があるわけですね。それで、じゃあ町がどれだけこれに補てんし

ゆうかというのは、この繰入金ということになろうかと思うんですが。ただ、診療所があることによる交付税措置があるんですね。国から交付税措置が、診療所に対する。それを差し引きしたら、私は黒字が出ゆうはずだと思うちようがですよ。

その点について、何かお話はありませんでしたか。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

町からの繰り入れはですね349ページの委託料という所で、繰り入れじゃないですけども診療所にお支払いしてるといいますか、診療収入に見合ったものをお支払いするということなんですね。349ページ、分かります。なんですね。

それで、今言ったように交付税措置があって、人も雇われてるからという話はもちろんなかったんですけども、この診療所を何とかですね維持していきたいというのはもちろん委員の皆さん、みんな持ってるんです。

それで、ただ診療所じゃなくて、今まであったようにですね地域医療ということですね。疋田先生とおんなじようなことはできないんですけども、そこにももう少し力を入れていただきたいし、それから、やっぱり診療収入が増えるような方法を何とか町としても考えられないんだろうか、という話もあったんですけど、もう先生が独立するっていいますか、ああいうふうに形が前と変わりましたので、なかなか町としていろいろ意見を言うということが難しいと、そういうような話でしたけど。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

私がやるのがはちょっとおかしいがやけんど、まあちっと、ひとつ許してもらうて、教えてもらいたい。

208ページのですね目の2、教育振興費ですが。209ページの上の方に工事請負費ということで、エアコンを176万7千なにがしが教員室へ付けちようということですが。これは結構ですよ。ね、これがあ暑いと。

しかし、小学生の部屋には付けちようやおか。それは、監査をわしらもよう聞いちょららったがやけんど。教えてもらえんろうか。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

これは、佐賀小と南郷小の職員室のエアコン設置ということで、教室はありますかという意見は、残念ながら委員の方では出ませんでした。

ただ、南部保育園ですね。そこで浜田議員が一般質問をしておりますけども。そういう保育所なんかではそういうエアコンをですね頼んで、何とか間に合ったというか、夏が終わるまでにですね。そういう話はまた出てきましたけども。このことで、児童の教室までという話は残念ながら、ちょっと配慮が足りなかつたですね、出ておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 27 号、平成 21 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 21 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 21 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

議案第 33 号、平成 21 年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 21 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 21 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、平成 21 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、平成 21 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、平成 21 年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、黒潮町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、平成 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 22 年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、上川口港緑地公園造成工事の請負契約の変更契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についての討論はありませんか。

竹下君。

反対討論。

16番 (竹下英佐雄君)

反対討論。

たまには討論せんと、面白うない。

まあ、議案提出でもいろいろ、いろいろと間違った点もいろいろありますて、常任委員会に差し戻しをされて、いろいろ審査のし直しなどせられたわけですが。

私これを、この文章をずっとかなりこうチェックをしてみると、まず、黒潮町の過疎地域自立促進計画、つまりこの過疎地域で自立することを促進をしていく、その事業の計画書なんですね。だからかなり、これらのその事業の計画について、やはり慎重にまあ事業のできる、まあみんながそれぞれ期待のできるような内容でなければならない。

ところが、この一部文章を紹介をしてみますに、自立促進の基本方針というのが 9 ページの上の段にあるんです。ここでは、第 1 次黒潮町総合振興計画について、黒潮町のまちづくりの基本理念として次のことを挙げています。

私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です、という発想の下に、建物がなくても長さ 4 キロメートルの砂浜、目の前に広がる太平洋、背後に続く松原など等々述べられて、地域が大切にしている、これはまあ自然に昔からあるわけですから、これはもう大方の入野の浜としてまあ当然、大事にしておるわけです。

ところがこのことを挙げて、やっぱり砂浜美術館的発想で取り組んでいくんだという。そんな形で、果たして過疎地域の自立が図れるかどうかということがまず1つの疑問点。

そして、15ページの2のその対策について。産業全般について、産業の振興は地域の活性化による雇用の拡大、税収の確保による住民サービスの向上という流れをつくっていくことにあります、それ自体では手段であり、目的ではありません。ただ、目的ではない。黒潮町の産業振興の目的は、人を幸せにする。まあ、人を幸せにすることにあります。従って、必ずしも経済的効果、外貨を稼ぐだけでなく、非経済的効果、黒潮町への誇りを図りつつ、産業振興を推進します、ということなんだ。

まあ私これ、こういう内容の形でね、いわゆるその取り組みがこの自立を促進するような事業の計画ができるかどうか、非常に疑問に思うんです。そのためには意識すべきことは、紙幣以上の価値以外の何も付与されていない冷たいお金、冷たいお金が流通する物売りではなく、黒潮町を売る。黒潮町を売る。そして、ここでお金では買えない価値がこもった温かいお金を流通させることであります。

まさにこういったね、この遊び心いうか、そういったいろんな言葉の羅列によって、まあこういう、まあ1つは思い付きで、こんな形の事業が組まれているのか、いうことが非常にこう心配をされる。まあ今、財政面からも公債費が平成の20年度では13.6パーセントという公債費。これが今年度の予算の中でも大体13パーセントという形であるけれども、一方では、財政枠が膨らんできてる。その膨らみの中で、肥大化をしている中で、やはりこの公債費もこう年々膨らんで伸びてきている。伸びているにもかかわらず、全体で予算が膨らんでいるから、その中に占める割合は依然として13.6%にしかとかというパーセントでとどまっているけれども、こうした財政の肥大化の中でね、さらにいろんな事業の取り組みがここにずうっと計上をされております。

しかし私は、これはどうしてもやらなきやならん、取捨選択の中でやらなきやならんというものを絞った中で、あれもやらないかん、これもやらないかんでどんどんどんどん膨らんでいく中での財政運営というのは、非常にこの放漫な形での町の財政運営が進んでいくのじゃないか。特にこの過疎地域から自立していく中でも、より効率のある事業を取捨選択をしながら、それに絞った形の年次計画の中でずうっと取り組んでいく、そういう姿勢をね、執行部に特に促したい。

そのためには、もっと真剣味のある、言葉選びでこう作ったような、こんなその計画書ではなくて、もうちいときちんと真剣味を持って、町民のために役立つ行政施策を組んでいく、いうことが必要じゃないの。そういうこと考えた場合に、この黒潮町過疎地域自立促進計画、自立を促進をしていく、そういう計画書にはなつてない。

だからその点はね、もうちょっと執行部が厳しさを持って、真剣に取り組む姿勢を私ははつきり、もう少し計画書を挙げる中で示してほしい。

従って、この当計画書に対しては厳しく反対意見を申し上げるわけでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

今回ですね、新しいこの黒潮町の過疎地域自立促進法、これにつきましては議会初めのときにですね、私もどこまでやっちらやうということで、いろいろと異議がございましたが。

この中ですね、45ページのね黒潮町の医療の確保という所で、先ほど課長にですね、今回、国からいわゆる伝達がございました失業者らの入院費の減免という所で、高野の今月の14日に掲載されておりますが、国が

市町村に半額補助金と、補償をすると。非常に大事なことでございますので、これを適用するということでございますので、これも併せて適用するということでございますので、これは非常に喫緊の課題でもございますし、非常にこの中身については総花的なものがございますが、これ、このいわゆる過疎法についてはこれから取り組んでいくという、そういう総務課長の答弁もございましたし、これから使いようによったら非常に黒潮町にプラスになることがある。

そんなことを考えますと私は、これはどうしても賛成せざるを得ないということで、賛成を致します。
以上。

議長（小永正裕君）

反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

一人じゃ寂しいもんでね、自分も反対さしてもらいます。

いや自分、議員協議会のときにも言わしてもうたことですが、ほんとに、まあ基本的に自分の言いたいことは、先ほど竹下議員が言ったことと同じです。そういう中で、ほんとにこれ自立促進できるろうかと。

自分は協議会のときも、総花的に何もしますかにもしますということ、錢使うばっかやと、今までが。そうやなしに、ほんとに今、自分らがやらないかんこと、黒潮町にとってこれはやらないかんというような計画やつたら、自分は賛成さしてもらいます。しかし、それはやれたらこれね、自分、どうもこうも言わん。けんど現実に、この7ページの財政の状況の中にもあるように、お金があつてやるがやつたらかまん。けんど、お金を借りてやらないかん。国から、先、自分、一般質問のときも言わしてもうたようによね、交付金で来るいうてもよ、今度、もう決まつちようかどうか分からんけんど、あの総務大臣になるかも分からんやつは、片山さんはよね、それはいかんいうて言いようがぜ。そんな人が総務大臣になったかも分からん。

いうようなことによね、自分、ほんとに、繰り返しますけんどね、この黒潮町が自立するためには、これやないといかんねえいうようなものを取り組むがやつたらやけんど、そういう部分もないわけじゃないけんど、やらんでも、まあやらんでもかまん言うたら失礼になるかも分かりませんけんどね、今の財政ではやりともやれんような計画書やもんで、自分は賛成するわけにはいきません。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

畦地君。

9番（畦地一弘君）

これはね、過疎対策、過疎。これは自主独立計画いうて、過疎いうたら大体ねえ、ばらばらになって、もう何ともならん所を過疎といわあえ。ほんでね、ちゃんともう奥寄り、中山間いうてここへ出ちようがね、中山間地域はもう何ともならんなっちようがじや、本当言うて。

ほんで、特にこの前の大分地区はね、わしもここで先ほど言わらったけんど、あの橘川へね、2,700メートルの過疎の道路がついいうとえ、あれへ。今度、佐賀へ行つたら、佐賀は熊野浦と、それから鈴とへついちょつとえ。それが、鈴いうたらあこは4,000メートルばああるぜ。熊野浦でも3,000メートルばあある。それへついて2カ所いちようぜ。佐賀つとこはどれればあおるかというたら、大方の半分じや。半分に足らん。すればあなたこでさえ、それだけ力を入れてやりよるけん、佐賀はものすごいこの道路の開発が進んじょう。大方と比べたらもうすってんばってん、一遍見てみた、みんなが。

ほんでねえ、それとね、わしやここでも言うちよかないかんけんど、佐賀へ町会議員が行つたら、ものの言

い方が悪かったらよいよあれじやけんど、大方行ったら、この前らし入野の小学校へ行ったがね、職員がなんちや知らん顔しちょうがね。佐賀へ行ったらもう奉るよりか、神様のように町会議員、思うちょらえ。それでこそね、町会議員がそれだけ熱を入れて働きようということよ、議会のことについて。

(竹下議員から「ほんじやけん反対せないかんがよ」との発言あり)

それでね、大方の方へ行ったら今度らせ、この各職員の所へ町会議員が行たら、知らん顔しちょらあえ。もうねえ、なめちょらせんろうか思はばあ。たまに気に入らんことも言われるくらいなもんじやけんね。

(竹下議員から「暴言吐きようぞ、暴言を」との発言あり)

そんでね、暴言じやないこれは。当たり前なこういうことから改善しちいかなあ、大方は良うならせん。大体はねえ、先々の町会議員が甘やかしちょうが。ほんで、仕事がね進まんが。黒潮町で、おまやあ、1万人、(竹下議員から「えい、もう」との発言あり) 1万人おる所で、道路の開発がねたった 2,800 メートル。向こうは 5,000 から 6,000 メートルの開発をやっちょるぞ。それで今行ってみた、佐賀の道路はものすごいできちよう。わしゃあこれ言うがはね、ここは過疎地やけん。とにかく過疎地で、遅れてしまうちよるけんね、どうしてもその開発を進めていかないかん。ほいで過疎対策というて、対策というたら、この町内を良くせないかんということじやろがえ。ほんでねえ、そういう対策をやらないかん。これ地方自治というものはね、金借つたらいかん、金借つたらいかん言うけんど、金借って開発するがん地方、地方政治やけん、借金におじることはない。借金はしてでも良うにせないかん。ほいたら、次の議員ができたら、国からようけ取ってくるけんね。議員じやない、その町長が来たら。

ほんでね、佐賀らは金を借って開発しちよるけん、後からの町長がこの借金を埋めてしまう。それをやるがが町長の仕事やけん。そうやってやらんと、そのね、国との交渉によって地方自治は潤うてくるがやけん。ほんで、それをねやらないかんが、腕の立つ町長は。ほんでね、ええ、腕の立つ町長を出さないかんがやけん。ひょろひょろして、ようやらん者を出すとね、借金もできん、開発も進まん。

ほんで、わしゃあどうしても、過疎はやっていかないかん。今らあ過疎へでも、この過疎自立へすがり付からつたら、もう何ともなるまいがえ、これ、これなりじやあ。もう、うちらの方へまあ行てみてくれた、わしゃあ(竹下議員から何事か発言あり) この前も言うたけんど、あの道路行て見てくれてみた。ちゃんとその古い道路がね、狭い 2 メーター 60 しかないが。それが舗装がはげてしまつて、それもよう直さんがぜ。よう直さんがやけん。それが反対して、止められよるやらも分からんぐらいなもんじや。ほんでわしゃ言うたがじやつたがね、止めるというな習慣がこの大方町にはね、職員の中にありやせんろうかと、わしゃあそう思うがやけん。

ほんでね、どうしてもね、過疎対策にも自分らあすがってでも、ここの黒潮町を良うにせなあいかんけん、借金におじんちかまんぜ。なんぶ借金したち、ある程度の、これくらいながやつたら大丈夫じやけんね、借金してでも地域は開発して、もう借金して何ともならんったら、次に腕の立つ者が必ず出ちくるけん。

(議長から「はい、分かりました」との発言あり)

よし、ほいたらもう、これでやめらあ。

議長(小永正裕君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 27 号、平成 21 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、平成 21 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、平成 21 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第33号、平成21年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第33号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第34号、平成21年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第34号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第35号、平成21年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第35号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第36号、平成21年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第36号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第37号、平成21年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第37号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第38号、平成20年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第38号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第39号、平成21年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第39号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 40 号、黒潮町携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、平成 22 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、平成 22 年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、上川口港緑地公園造成工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手多数です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

今朝、皆さまの議席に配布致しました議事日程第 5 号の変更についてお諮りします。

日程第 3 に、議案第 49 号から議案第 51 号を一括議題として提案する旨の記載をしておりましたが、議案第 49 号および 50 号については議員の除斥を要する案件となっておりますので、議案第 49 号および 50 号については、日程第 3 とし、議案第 51 号については、日程第 4 として提案を致したいと思います。また、それに伴って、日程第 4 を日程第 5 に、日程第 5 を日程第 6 に、それぞれ繰り下げる予定です。

この日程変更に異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

異議がありませんので、そのように取り計らい進行致します。

それでは、日程第 3 の議案の提案の前に、地方自治法第 117 条の規定により山本久夫君の退場を求めるものです。

山本君は退場してください。

西村君は退場しないように。

日程第 3、議案第 49 号、池廻り 1 号線道路新設工事の請負契約の締結について、議案第 50 号、平成 22 年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（建築主体工事+電気設備工事）の請負契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 49 号および議案第 50 号の工事の請負契約の締結について、提案説明を致します。

まず、議案第 49 号、池廻り 1 号線道路新設工事の請負契約の締結について説明致します。

地方自治法第 96 条第 1 項、第 5 号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、池廻り 1 号線道路新設工事で、工事番号は都市再生整備計画事業第 222-10-4 号でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は 6,300 万円でございます。

契約相手方は、幡多郡黒潮町佐賀 2988 番地、山本建設株式会社代表取締役、山本修さんでございます。

次に、議案第 50 号、平成 22 年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（建築主体工事+電気設備工事）の請負契約の締結について説明致します。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成 22 年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事で、契約の方法は指名競争入札です。

契約金額は 5 億 7,540 万円で、契約相手方は幡多郡黒潮町佐賀 2988 番地、山本建設株式会社代表取締役、山本修さんでございます。

なお、事業内容等につきましては担当課長に詳細を説明させてますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

それでは、私の方から議案第49号、池廻り1号線道路新設工事の請負契約の締結についての詳細説明を行いたいと思います。お配りしておりますこの参考資料に基づいてご説明したいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、参考資料1ページをめくっていただきたいと思います。

そこに池廻り1号線の道路新設改良工事請負契約の締結についての参考資料とありますて、その次の段、平成22年9月第3回黒潮町議会臨時会というふうに記載してありますけれども、定例会の誤りですので、訂正をお願いしたいと思います。

同様にですね、3ページの平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事に伴う所でも、同様に臨時会と記載しております。

さらに、日程がその後になってしまいますが、4ページにも同様に臨時会というふうに書かれてありますので、この点、定例会に訂正をお願いしたいと思います。

なお、提出議案の方では、定例会というふうに正規に記載されておりますので、申し添えておきます。

さて、池廻り1号線の工事内容ですけれども、先ほど町長からもご説明がありましたように、設計金額6,301万4,000円で入札を行いまして、山本建設株式会社と契約を行うものでございます。

請負率は95.2パーセント、工期と致しましては平成22年9月21日から平成23年の3月14日、日数にして175日間の工事日数となります。

ページをめくっていただき、2ページに池廻り1号線の平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この図面の中で赤色に着色している部分、ここが本契約で実施する所でございます。形を見てみると、ひげそりのようでもあり、掃除機のようでもあるというふうな格好をしておりますけれど、まあ掃除機に例えますならば、吸い込み口の方が一般国道の56号ということになりますて、上の方が窪川、四万十町ですね、高知方面になりますて。反対に下の方が、四万十市、宿毛方面ということになります。

本線は、その取っ手の部分になります、施工延長が314メーター。そして、今申し上げました国道部分、延長を記載しておりませんけれども、178.3メーターの施工量となります。

本線は、右上の方に標準断面図を添付しておりますけれど、水色の部分が昨年度までに施工済みの所でございまして、本年度は路盤工および表層工の舗装工事、そして水路工、斜路工。斜路工いうのは、田んぼへの進入路というふうにご理解願いたいと思います。それを施工致します。

主立った施工内容は以上です。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

では私の方から、資料3ページになりますけれど、平成22年度黒潮町佐賀中学校校舎改築工事（建築主体工事+電気設備工事）の請負契約の締結についての詳細説明を行います。

設計金額は5億6,100万円で、落札額が5億4,800万、請負率が97.7パーセントになります。

工期は、平成22年9月21日から、来年6月30日までとなっております。

5ページをお開きください。

工事はですね、建築主体工事、電気設備工事、エレベーター設備工事、外構工事となっております。

校舎の説明を致します。校舎は、構造は鉄筋コンクリート造り3階建てで、面積は建築面積1,145.51平方メートル、延べ床面積2,560.8平米でございます。この外観パースは、佐賀中学校北側から見たイメージ図となります。

次のページをお開きください。

これは、校舎がどの位置に建つかの配置図でございます。以前の校舎と比べると、約2メートルほど南側、運動場側となります。

次のページをお開きください。

この平面図は、上側が北側というふうになります。下側の方が1階になります。この1階の方には、職員室とか校長室とか多目的スペースがあります。上側に2階のようにしております。2階の方は、1年から3年の教室とか図書室となっております。

次のページをお開きください。

次のページが、下側になる部分が3階となります。コンピューター室とか音楽室とか、また美術室等となります。

そしてその上がですね、屋根になる部分です。上が切妻型の屋根となっております。

以上で、詳細説明を終わります。

議長（小永正裕君）

ここで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第49号、池廻り1号線道路新設工事の請負契約の締結について、質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

この平面図を見ますとですね、下側が、下いうたら手前側やけんど、この中にいわゆるその道ができるような図面ですが。

いわゆるその北側が何ですか、と2つにこの住宅地が分かれれるようになっちゃうのですが、高低差よ。前と後の高低差があるがやないかね、宅地の。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

お答えします。

平面図の説明の仕方が不十分でしたかと思います。宅地というのはですね、ここには記載されておりませんで、どこの部分に宅地が来るかと申しますと、右側の上の方に宅地が来るということで、この池廻り1号線というのは、国道から宅地を造成していくまでのアクセス道ですので、このいわゆる掃除機の取っ手の部分の上下は田んぼです。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

この赤い所、今度やるがじやお。違う。

赤い所やつたら、これは道やつたらこれは全部、後ろも前も道路の高さかよ、ということを聞きようがぜ、わ
しは。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

断面図でご説明を致しますけれど、右の上に断面図がありまして、水色の部分がこの22年度までに、過年
度ですけれど、施工している所でございます。

標準断面図ですので高低差は特にございませんけれども、国道から計画で現在造っております宅地の取り合
い道路までの取りつけということになります。

ここで高さがどの程度になるかという数字は持っておりますので、説明はちょっとできませんけど、ご了
承願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

持つちよらん言うたちよ、平面図をこさえたらおまん、これ縦断ばあはよ、数字をこう付けてもらわな分か
らなのう。

もうこれで、今年で終わりながですか。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

はい。この池廻り1号線、平成18年度の用地測量から始めて、今年度、平成22年度ですべて完了致し
ます。

以上です。

議長（小永正裕君）

3回終わりましたので。

（西村策雄議員から「一問一答やないがかえ。早い」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（建築主体工事+電気設備工事）の請負
契約の締結についての質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

これ毎回、前からお願いしておるのですが。いろいろ具体的なこと言われますけど、この電気設備工事を離
して、ばらして、単体でやつた方が高くなるじや何じやと言いますけど、これでいくと地元の業者も仕事があ

りつけるということになりますけど、これは下請工事になります。

ほんで、ええ、これけど部落でしようやいか。そうやないですか。今までが大概、このやったときによね、一体で入っちょるけん、まあ山本さんが電気工事の資格を持ってれば、これはもう一体で取つたいうことになるけど。電気設備とか水道工事とかが絶えずこういうふうに組み込まれてきてやられておるいうことと、それから、これだけじゃないんですけど、今も県の、新聞等でも請負金額が90パーセントを超す請負が、高知県下でも65パーセントを超すとかいうようにいろいろと指摘されよる中で、今回も95から97パーセントの請負金額ということにも疑問があるがですけど。

今、違うということでしたので、説明をいただきます。それは、私はこの電気工事が一緒に入っちょる思うてます、この工事の中に。それで電気工事というもんは、ああ違う違ういうてそうやって言われてもよね、これだけでは私らにはそう取られるということ。プラス、電気工事でこの、落としちょうがが5億4,800万ですか。けどこれで、こういうような書き方ができたら、建築主体工事と電気設備工事ということになりましたら、私らには別個という受け取り方ができんがよ。1つの所が全部受けてしまうという。

で、お宅らはまあ、先ほど目の前でこう手を挙げて、じゃあないじゃあないいうてこうやってくれてますけど、私らあ、私は素人です。このような形で請負工事が締結されたいいことは、ここで電気工事もこの中に一緒にあっての工事というように受け取っておりますが。違うってさっきからこうやって手を振ってくれようけん、違うがやつたら違う説明と、ちょっと具体的に分かるように書いていただきかんと。配管の工事は無論、鉄筋ですので、配管の工事は絶対入ってくると思うがですが、どういうがですかね、工事の中に入れて埋めていくところで。

違ういうがと、それからまあやっぱり県下的によね、入札の金額の高さも新聞等でも私は指摘があつたと、90パーセント以上があまりにも多いとかいうような記事を読んだことがあります。それはそれで、いろんなことがあっての金額だと思いますけど。毎回、この金額問うがもよいよ嫌ながやけんど、この数字書いてくれちようけん、まだもっとええがよ。以前はこれがなかつたんでね。まあ、そのいきさつは一概に言えれんと思いますけど、そういうとこももうちょっと考えていただきたいいことと。

この電気工事が違う、一体じゃないいうがなら、これ山本建設さんがする電気設備工事じゃないがでしょうか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

お答えします。

これは建築主体と電気が一本化して出しています。

というのはですね、まあ皆さんから、議員さんから言われる町内業者の育成ということで、できるだけ町内業者を指名業者の中にはめたいわけでございますけれども、今回はですね。今回というか電気の場合は、町内業者は今回の電気を切り離した場合にはですね、町内業者が一切入れません、建設業法の関係で。資格がありませんので、大きな金額になると入れませんので、こういう形で建築主体工事とですね一緒に出していきます。というのは、できるだけ町内業者ですね、指名業者を町内業者にするためにですね、こういう形を取らしていただきました。

で、この入札、まあ請負率でございますけれども。これについては、まあ我々もどれが適正かというのは、なかなか申し上げぬくいとこでございますけれども、予定価格以下であればですね、もうそこは分からないとこでございますので、高い低いというのはなかなか我々が申しぬくいとこでございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

説明では、いわゆる電気設備工事に対してこれを切り離してしまうと、このうちの金額がいわゆる黒潮町内の指定業者さんでは入札が不可ということがあるために、このようにしてあるということですね。はい、それは理解できました。

ほんで、これは一番下の価格の所に落ちてしまうわけですよね、10社の入札ですので。まあ、それ以上聞いたらいかんなるけん。

はい、分かりました。

議長（小永正裕君）

答弁は要らんわけですか。

（森議員から何事か発言あり）

質疑ないことにするわけですか。

（森議員から「いや、もらいます」との発言あり）

答弁要るわけですか。

副町長。

副町長（植田 壮君）

再質問にお答えします。

議員さん言われたとおりでございます。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

平面図のこの2ですがね、この平面図を見たらトイレの位置がやね、非常に民家の方に、現在のトイレよりも近うなっちようがじやないかなと、そんなに思うのですが。

いわゆる5メーター5メーターの10メーターの斜距離を取つたら、大体この個人のね、家のこの図面をこう見たら、まあ20メーターから25メーターくらいかなあと思うのですが。

北風が吹いたら、非常に民家の方へ悪臭とかそういうもんが行く恐れがあるような気がするのですが、そのへんの配慮はしちょうがですかね。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

まずですね、この校舎自体はですね、先ほど次長が申しました、南側へ2メーターずれております。

北側についてはですね、既存の校舎よりも約5メーター南側へずれます。ということは、校舎の幅が若干狭くなっているということでございます。

それと、トイレについてはですね、水洗トイレでございます。まあ、基本的にそういうことで、多少風向きの関係はあるかとは思いますけれども、まあ水洗トイレということで、特に問題はないと考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

水洗トイレいうても、やはり新築のときの機能がずっとといふことは限らんがよ。

そういうこと考えたらね、臭気口を、まあこれ3階までいちょうけんど、そこを3階まで、上で出すがですか。下で全部1回1回、臭気栓を出すがですか。

そちらあたりをねかちつとして、いわゆるそういう悪臭の害がないようなことをやはり初めのうちにね考えた設計いうかね、それはせないかんぜ。ないと思うと、機能はよ、いつまでもね100パーセントやないがやき。のう。

電気が止まる場合もある。ほんとそういう場合はね、北風が、普段はかまんと思うがですよ。ところが11月から向こうになつたらね、北風でこう春までね、4月までそういう風が吹くと。

そちらあたりはどうなつちようがですか。

議長 (小永正裕君)

お諮りします。

定刻を過ぎましたが、都合により本日の会議は延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

教育次長。

教育次長 (金子富太君)

トイレはですね、先ほど教育長が申しましたように合併浄化槽で処理しておりますので、各階の所には換気扇等でトイレからは通気はします。

あと、浄化槽の位置ですけれど、配置図でいくとまあ中ほどぐらいにあるがですけれど。この管理の方がずっとそのままあるとですね、当然、能力的にも落ちてきますけれど、その管理の方は定期的に努めていきますので、においが発生するようなことはないと思います。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

山下君。

2番 (山下伊都子さん)

この図面ではちょっと分からぬんですけど、3階建てっていうことで、この階段でずっと上がっていくのか、それともエレベーターがあるのか。

私がちょうど議員になったときにも、障がい者の子どもが鈴の小学校に入って、改築をしなくてはならないというようなこともありましたので、今はいなくても、そういうものも見ていかなくてはならないんじゃないかなと思って。

そこがあるのかどうか、ちょっとお聞き致します。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (金子富太君)

2階の所が載ってますね、所を開いていただければ、ページ数では3番という所、右上の所へ書いてる所のですね1階平面図のですね、職員室の上側の所にEVというふうに書いておりますけれど、ここの部分がエレ

ベーターとなります。

議長（小永正裕君）

小松孝年君。

14番（小松孝年君）

この、今、エレベーターがありますよね。ちょっとまたトイレのことですけれども、この図面ができたときにチェックしたがかなというとこあります。大体そのエレベーター使うのは、まあ今、山下さんが言われたみたいに障がいのある人なんかが車いすとかで使います。で、これ3階までありますよね。で、各階、生徒が使うトイレいうのはだいぶ、これはまた東側になるですかね、だいぶ。東側になるわけですけども、そこには多目的トイレというのが、これが恐らく、1階にある多目的トイレというのが、大体ここが車いすとかで使える部屋だと思いますけれども。

大体普通ですね、これもし3階で授業を受けてエレベーターで降りて、ここで約30メートルくらいあるわけですけれども、かなり長い間、そういう障がいのある子が行かないかんわけですよね。こういう図面見たときに普通、本来なら、この職員のトイレですかね、この付近に造るのが本来なら、そういう障がいのある、まあ車いすとかそういう子どもたちに配慮するべきやないかと、そういうふうに思っておりますが。また、2階でも構いません。2階でやっぱり、2階にあれば違うわけです。で、まあなるべくですね、普通こういった障がい用のエレベーターがついてるところは、なるべくエレベーターに近い所にそういうトイレを設置した方がいいんじゃないかと思うわけですけれど。

これは設計時にですね、設計図面が上がってきたときに、こういう確認はされましたか。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

図面の所にですね、3とある所を見てください。

今、議員のご指摘ありました多目的のトイレのですね左側の下の所にSCR1というふうに書いておると思いますが、この教室が特別支援教室ということで、主に障がいの持ってる方とかが利用する教室ということで想定しております。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

その障がいのある生徒は、もうそこだけの授業ですか。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

授業の内容によってはですね、当然ほかの教室も使うようになると思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

まあ、もう設計図できてるんで、もう変えようはないと思いますけど。

まあこれからもですね、もしこういうことがあればですね、その部屋の配置とかですねそのエレベーターの位置とか、やっぱりそのへんを考慮しながらその設計図というか間取りですね、そういうことをやっぱり考え

ていかんと、ほんとにまあいうたら心優しいというか、そういう配慮のあった校舎、そういう建物ができないと思いますので、これからぜひ注意してやっていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

議員ご指摘ありましたとおり、まあそういうことは注意していかないかんところでございますが。

今回の佐賀中学校の建築に際しても、佐賀中学校の先生はじめ、佐賀地域の小学校の校長先生も一緒にあります建築検討委員会を開き、教室の配置等、またトイレ等を考えまして、使いやすい校舎として設計しております。

当然、多目的のトイレについてもですね、検討はしたところでございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

使いやすいトイレを検討したっていうことなんんですけど、例えばですね行政の方からですよね、トイレは幾つ、多目的トイレは幾つというような指定があった場合ですよね、それ以上のものは造れませんよね。私は変更してもらいたいと思ってるんです。

多目的トイレっていうのはもう基本整備だと、私は思ってるんです。1階にあって2階にない、トイレはあるのに多目的がない、これはですね公共施設、ましてや教育機関、いけないと思います。誰が来てもですね、誰でも使えるトイレが多目的トイレなので、車いすに乗ってるとか、そういうことが問題じゃあなくって、いろいろな条件の方が自由に使っているトイレが多目的なので、それが1階にはあるけど2階にはない。まあ3階にはトイレがないので、そこへ1つそれをつけるとは言いませんけど、やっぱ基本的な部分じゃないでしょうか。ちょっと基本的な部分が抜けている設計ではないかなと思って。

私が聞いたかったのは、もう1つは、変更してもらいたいと私は思ってます。それと、そういうですね基本的な部分の指示というか、そういうものを行政の方が出しているんですか。もし私、出してなかつたらですね、ああ、トイレがあるんだったら多目的、やっぱり上も下も要るのよとか。まあ位置についてはね、今、小松議員が言ったみたいに専門的な部分についてはまあ分からないこともあるかもしれませんけれども、必要性においては、私は1階も2階も一緒だと思うんですが。

ぜひ、直していただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

先ほど、次長の方もですね説明をしました。この校舎についてはですね、校舎の検討委員会でもう十数回にわたってですね検討を重ねてきました。

議員申されますことはよく分かりますけれども、全体的なですね設備の配置等を考えてですね、トイレの位置も配置をしております。

そういうことでですね、申されますようにその多目的のトイレがですね1階から3階まである方が、それはよりベターであるというふうには考えますけれども、現時点ですね、これについて再度変更するということは考えておりません。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

トイレのですね1階と2階の面積を見るとですよね、女子用のトイレのですね便座1つがですねあるかないかのスペースの違いじゃないかと思うんですよね。

そこでですね、変更が利かないのかどうか、というのが1つ思っていること。

私がさっきお伺いしたのはですね、行政の方からですね2階の多目的トイレは造れないよ、というようなことをおっしゃったんじゃないんですかね。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

行政側からそういうことは言っておりません。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

それではですね、もう1回お聞きしたいんですが。

皆さんの方からですね、多目的トイレは1階だけでいいというご意見だったんでしょうか。それとも、そういう意見は出てこなかったということでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

2階のその多目的のトイレについてですね、具体的にまあどういった検討がなされたかというところまでは把握はしておりませんけれども、最終的にこういった形で設計をしたということはですね、その検討委員会の中で検討を重ねて、最終的な設計ということで了承をいただいておりますので、当然、そのトイレについても全体的な検討はされているというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

すいません、教えてください。

私、この中学校の全体の人数が、今から、学校ですので減っていくことは分かりますけど、この浄化槽のあれが25人槽というような坪数いうんでしょうか、が図面の上に記載されておりますが。

これで本当に、始まってから機能がうまいこといくか。さっき西村策雄議員さんが言ってたようによね、いろんな問題が起こる可能性があらせんろうか。これで計算上いいから、25人槽なのかいう。ちょっと生徒数から考えて、私はちょっと分かりづらいんですけど。25人槽で完全に機能が果たせる、もっと大きいもんが必要やないかなという感じがしますが。

そのへんを、これでええもんかどうか、ちょっと答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

議員ご指摘のとおり、確かに 25 人槽というのは、生徒数から考えたらですね少ないと思われるかもしれませんで、建築確認等でもですね、設計上 25 人で十分ということになっておりますので、支障はないというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

先ほどの森議員の質問に対して副町長が、質問の内容が予定価格に対しての入札の価格の問題やったと思うがです、自分。それに対して副町長、分かりませんいうような答弁があったように思うがです。

もしかったとしたらの質問ですが、それは確かに分からんこという、分からんということは分かります。

ただ問題といいますかね、確かあれ、高付やったか日経、自分も朝日かよう覚えてないですけど、入札率のランクの記事が以前出ちよったと思う、県別のね、ように記憶しちょがです。そのときに、高知は下の方やった。まあこれはね、ほら、率だけで言うてもいかん部分はあると思うがです。1,000 円のもんをよね予定価格 1,100 円にしちよってよ、ほんで 1,000 円で入札の価格をしたら、1 割ダウンやきね。ほんでそういうような問題もあるきに、単純に率でいいとか悪いとか言うてもいかんとは思うがですが、ただ一般的なものの考え方としてね、これはまあ確かに自分、県のランクやったと思う。何々県はよ、大体 90 パーセントでも 90 に近い 90 パーセントやった。高知は 100 に近い 90 パーセント台やとかいうような比較が一般的にされると思う。

ほんで自分、思うのは、行政としてねそういう、まあいうたら適正な入札の額になる努力をねえしておるろうかどうかと。

結果として先ほどの、まあこれ飛び飛びになりますけど、今の過疎の問題にもありますけど、もうほんどの工事、事業がね、追加がある。それもね、考えてみたらよ、分からざったがやおか思うような追加。確かに自分らも、船造ったりしたときのね追加出できます。けんどね、予定してなかつたものが、新しいにいいものが出てきたきに、ほいたらそれに変えろうかねえ、とかいうようなとかいうことの追加でね、従来、一般的に考えたら、ここはこうなってこうなるきこうせないかん、というようなとこのね追加いうものはねありません。初めに言うちよかざったら、追加でお金出さないかんがやきね、これは。初めにそこまで考えて、検討してやっちょっとたらよ、ほいたら、まあこんなこと言うたらいきませんけんどよ、造船所にしても、まあ相手方にもよね、初めの金額は少々安からうが高からうが、もうこれはしようないねと、お互い。けんど、後から出てくる仕事はね、確実になんば役で、一人役がなんばやけん、これあお金渡しますいうて出てくるがやけん、これは。

そういうことで自分、副町長の答弁が仮に分かりませんいう答弁やったとしたら、今言うどういう、その分からんことはやむを得んにしても、なるだけこちらにしたよね、町にしたら安い価格で入札してもらえるような条件を作る努力をしておるかということと。

それから、これ関連でかまんかどうか分かりませんけど、今言うその浄化槽の問題らにしても、もう規格で、そういうあれやき一応これで構いませんと。けんど仮にも、これ仮やなしに現実問題として自分、今言うように 25 人槽で生徒数がどればあやと、使用する人間がどればあやと一般常識で考えたとき、それでかまんろうかねという問題があつたらよ、決まりがどうやろうがこうやろうが、そこを自分ね、検討しちよかないかんと思うがです。ほんで、それで構いませんと、これやつたらやれますというとこまでよ、やっちょかんと。

ほんでこれ、最終的に業者が、その設計者がこうやって出てきたきいうてもよね、けんど、設計者は自分が錢出すがやないがやきね、これは。施工主、あれやつたら町が出さないかんがやきよ。ほいたら町の執行部の

中でよ、設計者はこういうもん出してきちょうどいへんと、これかまんろうかねいうことをねやりよらんがやおか思うてよ、思うが。

それはどんなことですかね。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

この入札率、まあ請負率の適正なかどうかという問題でございますけれども。行政というか出す側とすればですね、この予定価格以下であれば当然、その部分はですね言えないところでございますので、まあそういう分からぬという答弁になりましたけれども。

できるだけそれは安いあれに越したことではないと思います、我々も誰でも。行政もそうですし、一般の方もできるだけ、おんなしものを建てるにはですね、できるだけ安い方が一番ええわけですけれども、これはこういう形で、入札という形でやっておりますので。今回はこういう形で、97.7パーセントという形で出てますけれども、町内の入札の中には、落札制限価格以下で失格の業者も出てくる入札もあります。

ほんで、いろんな形がございますので、これはこれでですね適正であるというふうに踏んでおります。

それから、また次に追加工事の関係でございますけれども、行政としても最高の設計という形で設計はですね作っておりますけれども、やむを得ん、例えば、建築の場合はあれですけど土木の場合はですね見えない部分、いわゆる岩盤があつたりですね、そういう場合で工事の変更は当然出てくるというふうに踏んでおります。

それから建築の場合は、基本的には設計の中ではほとんど網羅されておりますけれども、当初からその設計がこれでええという話で行つてますけれども、まあ先ほどありましたけれども、ちょっとここがやっぱし不便やねえといった場合には、どうしても変更が出てくるということで、そのへんはやむを得ん。できるだけもう変更はしないというがが基本でございますけれども、どうしてもやむを得ない場合は出てこようかと思います。

それから浄化槽の関係でございますけれども、これはですね私も、出てきたときにですねこれ、すっと見たときに、25人槽でええかよという話もさしていただきました。ですが、設計上ではこれで十分であるということでしたので、それ以上は我々はなかなか言えないねということで、了解したところでございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

はい、分かりました。

それでその後の、まあこれは入札率の問題らはね、先にも自分、ちょっと聞いていただいたように、基準をどこへ持っていくかで変わってくるからね。ただ、先にもあれしたように、ランク付けの中で高知は高いという数値が出ちよつたと思うがです。で、これはまあ高知の一般的なもんやきに、それはそれとしても。

1つはね、その浄化槽の問題にも絡んでくるがですけんと、自分らもね業者が仕事がしよいような一般的な設計の中で、例えば設計図見せてもらうてよ。けんと、この設計図のとおりにやつたらこうしてああせないかん、こら役やよと。ほいたらこれ、業者がなるだけ役が掛からんような具合な仕事をできるようなあれができんろうかと。結局、業者がもうけることは、こちらもプラスになるがですきね、結果として。そういうまあ考え方を持つわけよね。

ほんで今の25人槽の問題らも、もし民間やつたらよね、ほいたらそのルール的なもんがあつたら、これは

分かりません。けんどそれも踏まえた中で、まあ例えは 30 人槽にしてもかまんがやけんど、その設計者といふかね、そういう方が、いや、25 人でかまんいうて言うがやつたらよ、ほいたらかまんかよと。もし、これがいかんなら、ほいたらおまん、それこそ改造費も見るかよと、民間やつたらそういうことまでやるきね、これは。ただ 1 つ、ルール上の取り決めの中で、まあいうたらこれあの人やつたら 30 人以上の装置は、結局、国にしても自分らにしてもお金が掛かることですき、行政もね。ほいたら、なるだけこちらからしたら、お金を抑えたいという考え方もあると思う。

ほんで、まあ早い話が 100 人槽でもかまんけんど、なんちやあ 30 人槽まででやってもらおうと、国の立場として。いうような取り決めといふかね、まあルールがあつてのことやつたらともかくよね、単純に言うて今言うように、そういうルールもない中で、あついはこれあのもんを、30 人槽が要ると思うがやけんどいう中で、設計者がいや、25 人で構いませんいうようなやりとりの中で 25 人槽にするがやつたらよ。ほいたらおまんええかよ、もし 25 人でいかんなら、これ 30 人槽にやり替えないかんが、そのときおまん、費用見るかというぐらいのとこの話までよ民間ではやるわけよね、これは。

そこらがね自分、初めにも聞いてもらうたように、もう、別にどの事業この事業いうがやない。それからおっしゃるように、土の中に岩があつて、そんなこと分からんきいう問題もあるき、単純に一概には言えんと思うがでけんじよね、言えんとは思うがでけんじ、自分、初めのまたあれになりますけんじ、その入札率らあも結果として高知は高いいうような数字が出ちよつたもんで。ほんでまあ、副町長が分からん言う、分からんがもこれは無理もないけんじ。ないけんじ、ほいたらなるだけ下げる、金額を落とす努力をしますかということでああ質問さしてもらうがです。

もう答弁は要りません。無理なあれやき。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

行政の場合はですね、これすべて 25 人槽の基準に基づいて作っておりますので、それ以上を、まあ心配されるじやいかという話ではですね、行政はできません。過大設計になりますので、その場合には。で、あくまでも設計基準に基づいてですね、行政の場合はすべてやっていくということになりますので。

仮にこの過大設計になりますとですね、その部分は補助金等は頂けませんので、全部すべて町費になるということになりますので、あくまでも基準に基づいた設計でやっていくということ。

先ほどのときに少し答弁忘れておりましたけれども、安い条件づくりをしようかよ、ということですけれども。安い条件づくりというがは設計の段階ですね、もう既にいろいろな形ですね、経費節減できるものについて経費節減のですね設計をくくっておるというところでございます。

以上でございます。

（明神議員から「もう要らん言うたけど、もう 1 回」との発言あり）

議長（小永正裕君）

答弁、要りますか。

（明神議員から「いや、今度のがは要らん」との発言あり）

いや、答弁要らなければ質疑はやめて。

（明神議員から「いや、先に答弁は要らん言うたけれど答弁くれたきよ。ほいたらまたそこで、その答弁聞かしてもらうたらよね、あ、そうかね、そうやないね、いう部分が出たき手を挙げたがです」との発言あり）

質疑ですから、答弁を必要とする質疑になります。よろしいでしょうか。

(明神議員から「はい。ええ」との発言あり)

明神照男君。

(西村策雄議員から「わしは何回やったかの」との発言あり)

策雄さんは2回ですね。

(西村策雄議員から「それならもう1回」との発言あり)

いや、明神照男さん先に。

18番(明神照男君)

はい、副町長、分かりました。

いや、自分ね、ずっと以前からも言わしてもらうことはよね、確かにルールの中でやらないかん。ほんとそれは、もう立場上守らないかんということも分かるがです。

けんどね、現実によ、国の決まりやき、ルールやきいうてね、それ、自分言わしてもらうのは、けんど現実に現場の自らのあれとして、いかんこともあるがやきよね、いうたら。ほんと、自分の言うことはまあ無理いうことも分からんことはないけど、国の言うことを、はい、ご無理ごもつともです、が今までのやり方やったき、自分はそこへ風穴を開ける努力をせないかんという、自分、思いがあるきに、まあ無理なことは分かっちょるけんど言わしてもらひよるがです。

議長(小永正裕君)

副町長。

副町長(植田壯君)

この設計基準につきましてですね、我々黒潮町の職員がですね、それを、国の基準まで変えるまでですね、技術というか、は持ってないと思いますんで、そこの部分はなかなか難しい。

ただしだすね、いろんな部分については当然、我々も疑問に思った部分についてはですね、県なり国なりにそういうことでですね疑義はただしておりますけれども、この件につきましてはそういう形でですね、今のところ基準はこういうことになっておりますので。それ以上の部分は、今の段階で我々は申し上げることができないということでございます。

議長(小永正裕君)

西村策雄君。

12番(西村策雄君)

副町長が25人でええかよと、これはもうありがたいことです。よう言うてくれたと思うたね。

わしやあね、佐賀のね教育を考え支える会をつくったときに、議長と、まあほかの議員もね賛成してやってくれたがやけんど、話してつくった。そのときには、校長先生のねまず意見を聞こういうたら、一番先、水洗トイレにしてくれというがでね造った、やった。それでね、学校の教育がころっと変わった。それは大方出身の校長やった。それまでね、暴れに暴れよったね佐賀の中学生がね、高校、もう来てくれんなど、どこも学級破壊がなにして困る言いよったががね、ぴたっとやまつた。もうその先生にね、わしやあ町長と行つてね、ほんとに礼を言いに行つた。

なぜかいうからね、いわゆるニュージーランドとの交流が始まったときね、向こうはね男子生徒とね女子生徒がおんなじ部屋というがはないわけよ。ものすごい日本へ来て驚いた。僕は向うへ行つて驚いた。

そういうことがありますのでね、これはもうほんとにね佐賀の願望のね、これは校舎。これはようやつてくれたなあと思うて、わしやあ賛成討論しよう思つようがやけんどよ。このね、なるだけトイレはね、余裕のあるがをやってもらわんとね、あこと一緒に、し尿処理と。あれやつたとき、僕は言った。ええかえと、それで。

言うたとおりやった。またなんぼ要った、錢が。

研修に行た、あこ小浜へ、長崎へ。そのときも言うた、向こうが。絶対、規格どおりはいかんぜよと。国にわしら行て、上げてもらろうたと、ほんでなにしたけど。おんなしような市でね、長崎でやつたところが大変な状態になつちよう。

ほんでね、副町長にもっと前に言うてもらいたかったのう、それを。

まあこれは決まつたらしようないけんどね、設計の、どこがやつたやら知らんけんど、責任取ってもらわないかんぞ、これは。はつきり言うちよくぜよ。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

このトイレの面積つきましてはですね、もう先ほどから申し上げておるとおりですね、もう過大設計になると。現在ではもうこういうことで、基準どおりのですね我々はこの面積でいくしかないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

すいません、トイレは基準どおりでいくって、これでいくっていうことですけど、やっぱり面積的には2階も3階も違わないんですよね、1つのトイレを外したらいいということだけで。

やっぱり障がい者は3階でも授業を受けるわけですので、元気な子だったら下に走っていっても行けますけど、エレベーターに乗って、またトイレに行かないかんというふうにもなりますのでね、ぜひこれは、この枠をもうちょっと広げてもらいたいとかそういうんじやなしに、1つトイレを外したらいいんじゃないかなっていうふうに思いますので。

ぜひこのことは実行していただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

2階のトイレのことについてはですね、議員申されますようにトイレ全体のスペースとしてはですね、まあ同一の面積でございます。中の配置の問題でございます。これについてはですね、なお、これまでのその検討委員会の経緯等も再度確認をしてですね、検討課題ということで、変更もあり得るということで検討をしたいと思います。

ただですね、3階にはですねもう既にトイレという形で配置はしておりません。そういうことで、2階について検討するということでお願いを致します。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

ぜひ、やる方向でしてください。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本勝君）

前向きに検討したいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

学校建設について私が前に、予算のときに質問したのは土地利用について質問したんですが、そのときに教育委員会の分野ではないということで話があつて、ああ、そうですかということにしておりました。が、3点ちょっと聞きたいんですが。

この、部分的にちょっとこう裏の土地を広げてくれります道路、これは避難道路なんですよ、この裏側は。ほんで、この大和田地区はね、ここが避難道路。避難場所が学校なんだけど。それから、火事なんかのときにはここ消防車が、救急車がなかなか通り難い状況になります、道をふさぐ関係で。

それで、この際に私が思ったのは、その道をもう少し、この扉の辺りですね、広げていただけないかなあと。それは地元と協議して、これ、もう地元がよろしいと言うたがやつたらいいけど、そういう話がなされてないもんじやつたら、この際もう少し広げていただいたら、災害発生時の避難道としては大変うれしいわけですね。で、それとですね、ここにあるその仕切りのあるのはまあ壁になるんですが、それがフェンスになるのか、コンクリート壁になるのか。

それから、プラスバンドの音がなかなかやかましいということで、過去には、もうたまらんという苦情が出ておったのが事実です。ほんで、なかなか佐賀の中学校、先生も熱心で子どもも優秀で、素晴らしい演奏をしていただきゆうのは分かっておりますが、この音対策に対する配慮がどの程度できてるのか。

まあ、3点お聞きします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、音楽室について答えます。

音楽室の方はですね、防音対策としまして、窓ガラスを防音合わせガラスということで、防音性を高めたものを利用しております。

また、壁についてもですね、吸音用材料を使用しておりますし、また、夏場等に練習をするにですね暑くなることも考慮しまして、また防音対策のことも含めましてエアコンを設置するようにしておりますので、防音効果はあると思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

北側のですね道路の件でございます。

道路についてはですね、そこに図面にも示しておりますように、北門スチール製扉の新設という辺りからですね、まっすぐにその駐車場の所へ法線を統一するという形で、一定道路幅の用地面積を確保するようにしております。

議員が申されておりますのは、その北門のスチール製扉の辺りの水路の部分のことだろうと思います。ここについてはですね、以前の話の中でもまあ道路拡張という形になればですね、当然、担当部署の方で検討も必要であるということで、道路幅としてはですね確保できるような幅員になっております。

それと、それ以外のですね、あと西側、東側については、当然、境界が民地ということになります。ここについてはですね、まあ学校の改築でどうこうということにはなりませんので、それらを含めた全体的な道路計画ということになろうかと思います。

そういう意味でご理解いただきたいというふうに思います。

(矢野議員から「いや、地元協議が整った上でのことですか」という問い合わせ) 地元協議が、した上でのことですか」との発言あり)

議長(小永正裕君)

教育長。

教育長(坂本勝君)

この道路の法線についてはですね、地元の区長とも協議をしてですね、これは地元に説明をしております。

(矢野議員から「それから、仕切りやフェンス、コンクリ、壁は」との発言あり)

議長(小永正裕君)

教育長。

教育長(坂本勝君)

すみません、仕切りの構造まではですね、ちょっとここで確認できておりません。

(矢野議員から「ほいたら、私が質問できんなる」との発言あり)

議長(小永正裕君)

矢野君。

7番(矢野昭三君)

そうすると、ここでお尋ねしても答えが出ないということは、どうしたらよろしいですか。困りますが。

議長(小永正裕君)

教育長。

暫時休憩します。

休憩 17時 52分

再開 17時 52分

議長(小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号に対する質疑を続けます。

教育長。

教育長(坂本勝君)

お答えを致します。

北側の道路のですね、駐車場との境界でございますけれども。これはですね、基礎部分に50センチのコンクリートを設置をしてですね、その上に1メートルのフェンス、既設のフェンスを設置するということでございます。1メーター50の設置になります。

議長(小永正裕君)

矢野君。

7番(矢野昭三君)

ちょっと、トイレのことでちょっとお聞きしたいですが。

その25人槽という根拠はですね、児童生徒の数が幾らの場合は25人というような決まりがあるんですか。

その上で 25 ということなんですか。それとも、通常、民家が合併槽なんかやるときは、部屋の広さによってやりますね。部屋の広さによって、合併槽の大きさ決まるんですよ。私の今までの知識の中ではそうやった。で、この学校の場合は、何を根拠にして 25 というものが出てくるわけですか。部屋の広さなんですか、子どもの数ですか。

まあ、そこらへんがちょっとお聞きしたいです。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 17 時 56 分

再開 18 時 04 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（金子富太君）

浄化槽の規模についてお答えします。

これは 25 人槽というものは、生徒数と教員数によって決まっておりまして、今回は生徒数 90 人、教師人数 30 人、合計 120 人を基にして計算しております。

これに対して、常時使わないということもありまして、係数 0.2 を掛けまして、24 人槽ということで大丈夫ということになりますので、まあ 25 人で今回の設計となっております。

なお、これについては建築基準法によって建築確認を受けております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 50 号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

初めに、議案第 49 号、池廻り 1 号線道路新設工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、平成 22 年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（建築主体工事+電気設備工事）の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

明神照男君。

18番(明神照男君)

いや、今のようなね形のね議案にね、賛成できんぜ。自分ら決めたら、自分らに責任あるがやきよ。

執行部が出してきちょうどあれに、別に反対したいことはない。ないけど、今のような形でねこれ事業あれしたちよ、また追加せないかんことは分かつちょうど自分は思うき、よう賛成しません。

議長(小永正裕君)

賛成討論ありませんか。

西村策雄君。

12番(西村策雄君)

よいよしんどいけどね、この中学校はですね、ほんとにもう何十年もね、村は吹きさらし、さまざまな問題があつてですね、ひび入っちょ。もうこれは佐賀町民のね、この建て直しはもう願望なんですよね。ようやく実現した。

私はまあ、ライト設計やに、これ。前やつたやつやろ、これは。ほんとはねえ反対討論したいがやけんどね、建てないかんきね、どうしても建てないかん。たいちや、もう佐賀のときからもやりようがやきよ。ほんでのう、賛成、これはねどうしたちやつもらわなかん。

じゃけど、まあ見直しも多少するいうきよ、まあそれがほんとやらうそやら分からんけど、どうしても建つてもらわなかんきに賛成を、嫌やけんど、賛成をします。

議長(小永正裕君)

はい、分かりました。

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

ここで議案第50号の討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第49号、池廻り1号線道路新設工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従つて、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事(建築主体工事+電気設備工事)の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従つて、議案第50号は原案のとおり可決されました。

山本久夫君は議席にお戻りください。

日程第4、議案第51号、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第51号、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の締結について説明致します。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次の工事について請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）で、契約の方法は指名競争入札です。

契約金額は7,875万円で、契約相手方は幡多郡黒潮町佐賀1990番地、有限会社弘瀬建設代表取締役、安光和恵さんでございます。

なお、続きまして事業内容等につきまして担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の締結についての説明を行います。

参考資料の4ページをお開きください。

この工事は設計金額7,700万円で、落札額が7,500万円です。請負率は97.4パーセントで、工期は平成22年9月21日から来年の6月30日までとなっております。

これは、先ほど50号議案で説明しました佐賀中学校校舎の給排水設備工事、空調設備工事、合併浄化槽設備工事を行うものでございます。

内容については、6ページの所にですね配置図が載っております、あと、この設備工事について特に平面図に記載されたものはありませんすけれど、2ページの所にある、先ほど質疑のありました合併浄化槽処理工事等になってきます。

以上で説明を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第51号、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

森君。

10番（森治史君）

今の設備のあれですが、これは空調設備いうことやったから、エアコンとかが含まれてるがですよね。

ほいで、きょうびのことやけん、各階、各部屋に付けるのか。こういうもんも後から追加でやるよりは、多

少掛かってもやはり必要と思う所にはすべて設備をしとかないかんと思いますが。後からの追加工事でいろんなことするよりは、今、思い切ったことも必要ながじやないかと思いますが、そのへんの。まあ、図書室にしろ何にしろ、きょうびのことやけんエアコンは恐らく新規やけん、すべての部屋に入ると思うんですが。先生のおる部屋はないいちかまんけん、生徒の部屋ばあ付けるがでも構いませんけど。

まあ、その予定はどんながでしようか。全、各室に付くのか、特別室も一般教室も付くのか。今、浄化槽のことはもう問いませんので。そのへんを分かる範囲でお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

エアコンについてのご質問でございますが。エアコンについては、全室に付けるということにはなっておりませんので、全部で13室付けるようになっております。

まず1階から言いますと、左の方から言っていきます。1階のパントリー、その下側にある職員室、で、その隣の校長室、保健室、SCR1という所の1階が5部屋でございます。2階上側の所にいきまして、図書室、少人数指導室、SCR2、CR1、CR2、CR3の6部屋です。で、3階すけれど、次のページにいきまして、3階ですが、右の端の音楽室とコンピューター室の、全部で13室と計画しております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

先ほど、いろいろしつこい質問をしましたけんど、まあこれ、いわゆる内装の目に見えない所の事業なんですが、設計者が一緒ながやね、これ。設計者がのう。この前の中学校も佐賀の役場も、どこがやったか知ちようがよ、設計を。業者も知ちようぜ、わしら。のう。維持管理にどれればあ苦労した、ほんま。

まあそれはそれとしてよ、やはりね教育委員会はね、いわゆる施工の途中のね中間検査があるがですが、その場合、専門の機関に委託して、現場の工程、または立会検査等々やるがですか、それとも役場がやるがですか。その点はつきりしちょってくださいよ。専門に頼んで、ね、1級建築士がやったいうがら1級建築士の資格を持った会社に管理してもらわないかんせ。それせんとね、佐賀の中学校はこの役場みたいになるがよ。何回上塗った、ひびがいて。

そういうこともね、やはりその大きな事業するにはですね、いわゆる地方自治体のさまざまなもの予算を執行する場合の技術的なそういう技量の向上、それも図ってもらわなかん。いずれ、黒潮町でこういう大きな事業があるということが分かつてきたら、計画に乗つてきたら、職員の中には1級建築士、1級の土木管理施行技師ばあなね、何人か取らないかん、資格を。全部あの人らに任してつようなことをせんずつね、そういうね、いわゆる技術の向上がね、地域のいわゆる業者も腕を上げるわけよ。

で、佐賀はね、この指名の会社らあ、そういうね技術者ものすごおって、わしらも随分しかられて、こき使われて、勉強せよ勉強せよいうてね、やったわけよ。

ほんでね、監督官の言うことが分かる、そういうね執行部になってもらわなかん。その点、どこに委託するがですか、いわゆるこの埋設の施工やと思うがですが。その点、どうです。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

要するに、質問については工事の施工管理のことだと思いますので、施工管理自体はですね、教育委員会に

まあ1級建築士なり2級建築士の資格を持った者はおりませんので、この設定を行いましたライト岡田設計の方に施工管理の方をお願いしております。

といいするのは、設定の意図もですね、施工管理する中で反映もしていかないかんこともありますし、設計した所がですね、一番、施行については十分把握しておると思いますので、ライト岡田設計のとこへ委託をしていきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分、まあ事業に反対言いようがやないがやきねえ。けんど、提案された案はこれじゃあ十分やないきに、いかんと言わせてもらいやうがですけんど。

要はこれ、町長提案やきね、町長。担当で教育長と次長が答弁やつてくれようけんどよ。

ほんでこの案によ、問題ないですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

100パーセントということはなかなか難しかろうと思いますが、今質疑で議員の皆さまからご指摘いただきましたので、また、教育長の方から答弁しましたように、詳細につきまして検討できるところは検討してまいります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第51号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

議案第51号、平成22年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第51号の討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第 51 号、平成 22 年度黒潮町立佐賀中学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議員提出議案第 61 号、子宮頸がん予防ワクチン接種への公費助成を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

議員提出議案第 61 号、子宮頸がん予防ワクチン接種への公費助成を求める意見書の提出についての提案を、門田仁和子君さん。

11 番（門田仁和子さん）

子宮頸がん予防ワクチン接種への公費助成を求める意見書です。

子宮頸がんを予防するワクチンが日本で認められました。子宮頸がんは、日本の二十歳代の女性で乳がんを抜いて発症率が一番高いがんです。年間 1 万 5,000 人以上が発症し、約 3,500 人もの女性が命を落としています。その原因は HPV のウイルスによる感染によるもので、ワクチンと検診で予防できる唯一のがんです。

HPV は性交渉で感染するため、性行動を始める前の 10 歳代の女性へのワクチン接種が効果的ですが、注射による 3 回の接種で 4 万円、6 万円の金額が自己負担のため、公的援助が切実に求められています。日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11 歳から 14 歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。

よって本会議は、国および政府に対し女性の命と健康、人権を守るために、誰もが経済的負担の心配をせずに子宮頸がんワクチンを接種できるよう、以下の項目を要請します。

1、子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう、公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。平成 22 年 9 月 17 日、高知県幡多郡黒潮町議会。提出先、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長西岡武夫様、内閣総理大臣菅直人様、厚生労働大臣長妻昭様。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、議員提出議案第 61 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 61 号、子宮頸がん予防ワクチン接種への公費助成を求める意見書の提出についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、門田仁和子さんに対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから議員提出議案 61 号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議員提出議案第 61 号、子宮頸がん予防ワクチン接種への公費助成を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配付致しました申出書のとおり閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長に発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

第 33 回定例議会、ご苦労さまでございました。

また、提案事項につきまして慎重なる審議をいただき、また、すべて可決、承認をいただき、ありがとうございます。

また、過疎計画の修正でこちらに不手際がございまして、ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないように努めてまいります。

どうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 22 年 9 月第 33 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 18時 28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小水正祐

署名議員 森 治史

署名議員 鈴木一弘